

平成27年度 「中国ブロック発注者協議会(第15回) 幹事会」

日 時:平成28年3月24日(木)15:00～17:00

場 所:広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

議 事 次 第

○挨拶

○議 事

1. 「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について資料1
2. 各発注機関の平成27年度自己評価及び平成28年度目標設定について資料2
3. 各地域発注者協議会等における取組状況等について資料3
 - ①鳥取県発注者協議会
 - ②島根地域発注者協議会
 - ③岡山地域発注者協議会
 - ④広島地域発注者協議会
 - ⑤山口地域発注者協議会
 - ⑥中国地方整備局
4. 発注関係事務を適切に実施するうえでの課題・問題点について
 - ① 全国での状況と取り組み支援（発注者間の連携体制の強化）資料4-1、参考資料
 - ② 中国ブロック発注者協議会の取り組み支援（案）資料4-2、参考資料
5. 発注者協議会の今後の進め方 資料5
6. 中国地方整備局からの情報提供 資料6
 - ① 平成28年度 国土交通省土木工事の積算基準の改定について
 - ② 低入札価格調査基準の見直しについて
 - ③ 業団体との意見交換会での要望事項について

平成27年度「中国ブロック発注者協議会(第15回)幹事会」
出席者名簿(1/2)

所属・部署		役職	氏名	備考	
1) 国の機関					
副幹事長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長	関口 悟史 代理: 会計課 課長補佐 吉村 昌憲	
	財務省	中国財務局	管財部 統括国有財産管理官	藤本 淳 代理: 管財部 上席国有財産管理官 廣岩 孝之	
		広島国税局	総務部 営繕監理官	加藤 克彦	
副幹事長	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長	荻野 憲一 代理: 農村振興部 設計課 技術審査官 森田 功二	
幹事長	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長	竹下 守昭	
	経済産業省	中国経済産業局	総務企画部 会計課長	藤崎 誠 欠席	
	国土交通省	中国地方整備局	企画部長	野田 勝	
			企画部 技術調整管理官	猪森 正一	
			企画部 技術開発調整官	中川 哲志	
			総務部 契約管理官	木野下 和孝	
			建設部 建設産業調整官	大庭 義徳	
			港湾空港部 事業計画官	和田 誠	代理: 港湾空港部 整備補償課長 佐藤 良治
			営繕部 営繕品質管理官	竹内 耕一	
			鳥取河川国道事務所 所長	田宮 佳代子	欠席
			出雲河川事務所 所長	舛田 直樹	代理: 副所長 古南 弘史
			岡山国道事務所 所長	池田 裕二	代理: 副所長 藤原 優
	太田川河川事務所 所長	河村 賢二	代理: 副所長 江角 信良		
	山口河川国道事務所 所長	廣川 誠一	代理: 副所長 平山 和弘		
		中国運輸局	総務部 会計課長	藤元 一則	
海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長	原 浩昭		
環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長	福井 智之 欠席		
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長	丸山 幹夫 代理: 調達計画課 課長補佐 坂口 哲也		
広島高等裁判所	会計課	首席技官	大 矢 晋 代理: 会計課 課長補佐 岡田 健三		
2) 県・政令市					
鳥取県	農林水産部	農地・水保全課長	儀 俊一	欠席	
	県土整備部	技術企画課長	福政 孝啓		
島根県	農林水産部	農村整備課長	中藤 直孝	欠席	
	土木部	技術管理課長	高田 英治	代理: 土木部 技術管理課 調整監 池田 功一	
岡山県	農林水産部	農林水産部参与	奥田 俊二		
	土木部	技術管理課長	清広 雅史	代理: 土木部 技術管理課 主任 平本 真也	
広島県	農林水産局	農林整備管理課長	矢野 淳一		
	土木建築局	技術企画課 技術管理担当監	長谷川 寿男		
山口県	農林水産部	農村整備課長	阿武 良一	代理: 農村整備課 主幹 半田 泰久	
	土木建築部	技術管理課長	松塚 浩	代理: 技術管理課 主査 仙石 克洋	
岡山市	財政局	契約課 工事契約担当課長	大島 雅行		
広島市	都市整備局	技術管理課長	木村 眞治		

平成27年度「中国ブロック発注者協議会(第15回)幹事会」
出席者名簿(2/2)

※表面からのつづき

所属・部署		役職	氏名	備考
3) 代表市町村				
	鳥取市	総務部	検査契約課長	高木 要輔
	松江市	財政部	契約検査課長	福島 稔
	倉敷市	総務部	工事検査課長	井上 研二 代理: 工事検査課 技術管理室 室長 井手口 伸明
	三原市	財務部	契約課長	平田 敬 代理: 契約課 契約係長 上田 輝彦
	山口市	総務部	契約監理課長	河辺 寿夫
4) 特殊法人等				
	西日本高速道路(株)	中国支社	改築事業部 技術管理担当課長	正野 繁生
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	中西 治
	国立研究開発法人 森林総合研究所 森林農地整備センター	中国四国整備局	総務課長	臼井 浩朗 欠席
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	経理課長	関口 嗣郎 代理: 経理課長代理 小林 学
	広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長	村重 弘明

随行者・事務局名簿

所属・部署		役職	氏名	備考
1) 国の機関				
		太田川河川事務所	工事品質管理官	甲田 展文
		山口河川国道事務所	工事品質管理官	西村 修一
2) 県・政令市				
	島根県	土木部	技術管理課 企画員	森山 秀之
3) 事務局				
			企画部 技術管理課長	井上 和久
			企画部 技術管理課長補佐	山田 明
			企画部 技術管理課長補佐	山村 嘉治
			企画部 建設専門官	荒木 勲

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月9日から施行する。
この要領は、平成23年7月13日から施行する。
この要領は、平成24年7月18日から施行する。
この要領は、平成25年1月30日から施行する。
この要領は、平成25年7月9日から施行する。
この要領は、平成26年7月14日から施行する。
この要領は、平成27年9月2日から施行する。
この要領は、平成28年3月24日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
会 長	農林水産省	中国四国農政局	整備農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部長	
	経済産業省	中国経済産業局	総務企画部長	退会
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局	総務部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	農林水産部長	
		県土整備部	県土整備部長	
	島根県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	農林水産局長	
		土木建築局	土木建築局長	
	山口県	農林水産部	農林水産部長	
		土木建築部	土木建築部長	
	岡山市	財政局	財政局長	
	広島市	都市整備局	都市整備局長	
	鳥取市	総務部	総務部長	
	松江市	建設部	建設部長	
	倉敷市	都市計画部	都市計画部長	
	三原市	財務部	財務部長	
	山口市	総務部	総務部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社	改築事業部長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表
	国立研究開発法大	中国四国整備局	中国四国整備局長	退会
	森林総合研究所			
	森林農地整備センター			
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長	
	広島高速道路公社		理事	
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考
副幹事長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長	
	財務省	中国財務局 広島国税局	管財部 統括国有財産管理官 総務部 営繕監理官	
幹事長	農林水産省	中国四国農政局	整備 農村振興部 設計課長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長	
	経済産業省	中国経済産業局	総務企画部 会計課長	退会
	国土交通省	中国地方整備局	企画部長 企画部 技術調整管理官 企画部 技術開発調整官 総務部 契約管理官 建政部 建設産業調整官 港湾空港部 事業計画官 営繕部 営繕品質管理官	
		中国運輸局	総務部 会計課長	各県
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ
	鳥取県	農林水産部	農地・水保全課長	
		県土整備部	技術企画課長	
	島根県	農林水産部	農村整備課長	
		土木部	技術管理課長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部参与	
		土木部	技術管理課長	
	広島県	農林水産局	農林整備管理課長	
		土木建築局	技術管理担当監	
	山口県	農林水産部	農村整備課長	
		土木建築部	技術管理課長	
	岡山市	財政局	契約課工事契約担当課長	
広島市	都市整備局	技術管理課長		
鳥取市	総務部	検査契約課長		
松江市	財政部契約検査課	契約検査課長		
倉敷市	総務部	工事検査課長		
三原市	財務部	契約課長		
山口市	総務部	契約監理課長		
西日本高速道路(株)	中国支社	改築事業部 技術調査担当課長		
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表	
国立研究開発法人 森林総合研究所 森林農地整備センター	中国四国整備局	総務課長	退会	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	経理課長		
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長		
事務局	中国地方整備局			

各地域発注者協議会等における 取り組み状況等について

国土交通省
中国地方整備局

資料3
(中国地整)

各地域発注者協議会等における
取組状況等について

【⑥中国地方整備局】

i-Constructionについて

建設現場の生産性に関する現状

平成28年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

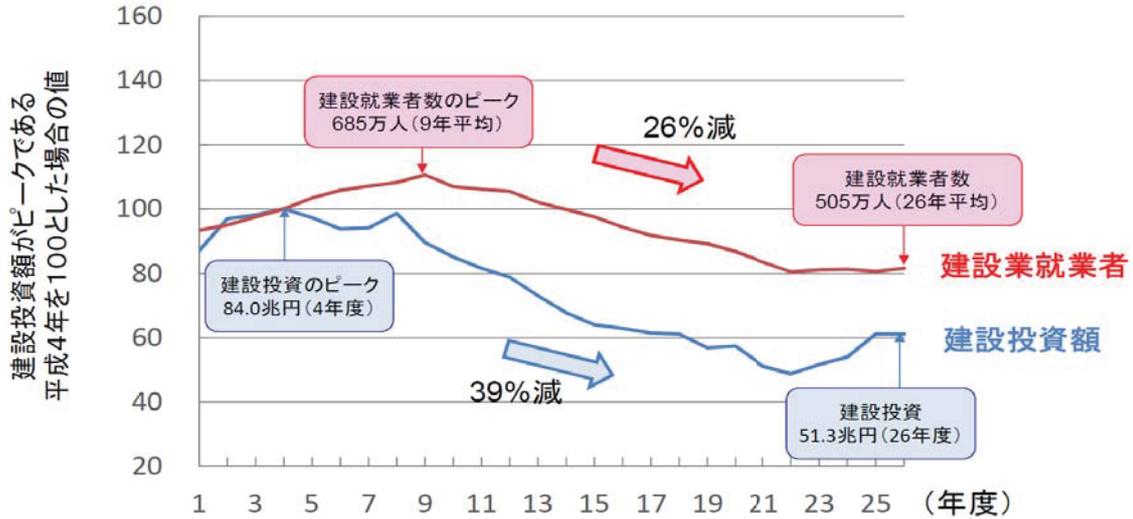
現場の生産性に関する現状



- 労働力過剰を背景とした生産性の低迷
- 生産性向上が遅れている土工等の建設現場
- 依然として多い建設現場の労働災害
- 予想される労働力不足

バブル崩壊後の投資の減少局面では、建設投資が労働者の減少をさらに上回って、ほぼ一貫して労働力過剰となり、省力化につながる建設現場の生産性向上が見送られてきた。

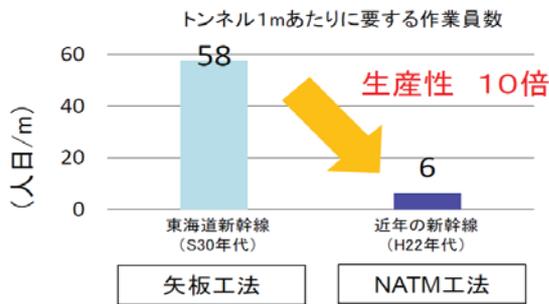
建設投資額および建設業就業者の増減



生産性向上が遅れている土工等の建設現場

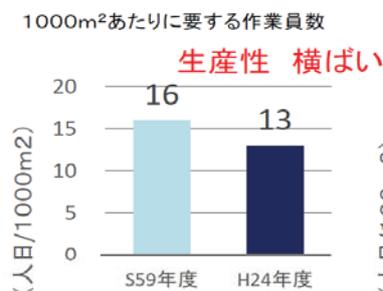
トンネルなどは、約50年間で生産性を最大10倍に向上。一方、土工やコンクリート工などは、改善の余地が残っている。(土工とコンクリート工で直轄工事の全技能労働者の約4割が占める)

■ トンネル工事



出典：日本建設業連合会 建設イノベーション

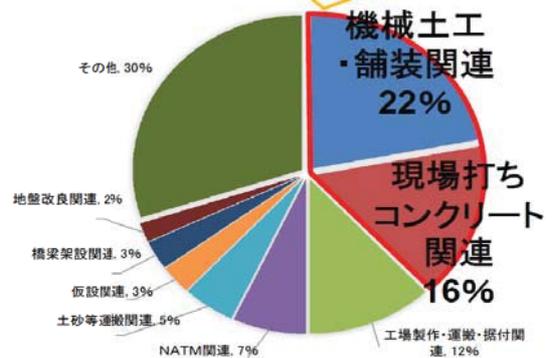
■ 土工



■ コンクリート工



「機械土工・舗装関連」及び「現場打ちコンクリート関連」で全体の約40%



H24国土交通省発注工事実績

土工や現場打ちコンクリート工の施工現場では、丁張りや足場の設置などに多くの人手を要している。

土工において人手を要する作業



丁張り※

※工事を着手する前に、盛土の高さを示す目印の杭を設置する作業



品質・出来形管理

コンクリート工において人手を要する作業



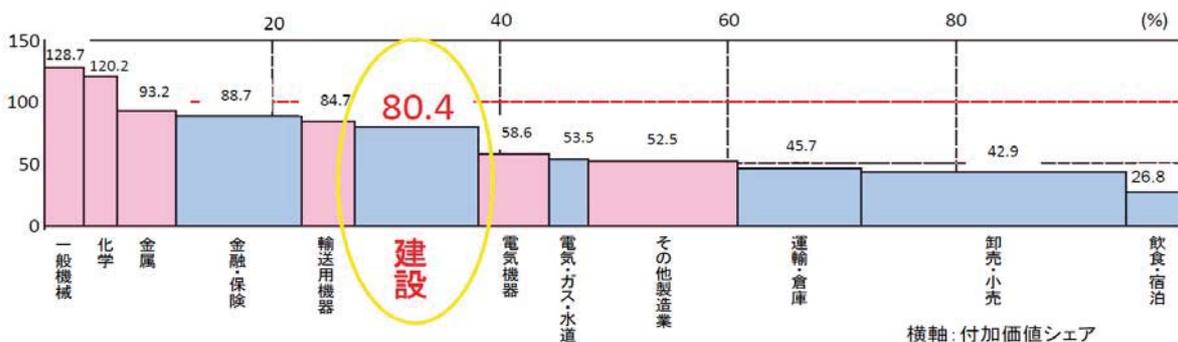
鉄筋



型枠

建設業は対米国比で、8割程度。

縦軸：労働生産水準（米国=100）
（2003年から2006年の平均）



備考：製造業は赤、非製造業は青で色づけしている。
資料：EU KLEMSから作成。

我が国の産業別の労働生産性水準（対米国比、米国=100）（出典：通商白書2013）

- 土工分野においては、戦後、機械化施工が急速に進み、生産性が大きく向上。
- その後、機械の改良等はなされたものの、抜本的な生産性の向上は実現していない。

(戦前)

- 人力による建設工事が中心



出典: 鶴見 一之・草間 偉瑳武共著 『土木施工法』 丸善 大正1年発行

(戦後)

- 荒廃した国土の速やかな復旧・復興が急務となり、機械施工技術を導入



出典: 関東技術事務所HP

ダムにおける生産性の向上

- ダムのコンクリート本体打設・締固めについては、RCD工法(Roller Compacted Dam-Concrete)が導入され、人力施工から振動ローラーによる締固めへ変わり、大幅な省人化を実現。

(過去)

柱状工法

五十里ダム(昭和31年)



バイブレーターマン

コンクリート打設時の締固めは、バイブレーターマンが全て手動で施工。

(現在)

RCD工法(昭和47年より導入)

津軽ダム(建設中)



振動ローラ



ブルドーザ

RCD工法:
セメント量を少なくした超硬練りのコンクリートをブルドーザーで敷均し、振動ローラーで締め固める工法

コンクリート打設時の締固めは、ほぼ重機等の機械にて施工。

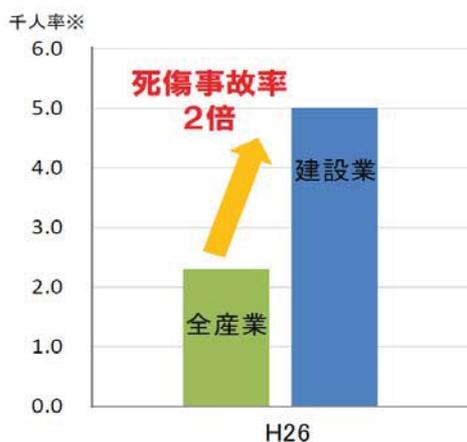
○ 人力による矢板支保工から、コンクリート吹付けによるNATM(New Austrian Tunneling Method)や、セグメント化された覆工を用いるシールド工法に変わり、大幅な省力化を実現。



依然として多い建設現場の労働災害

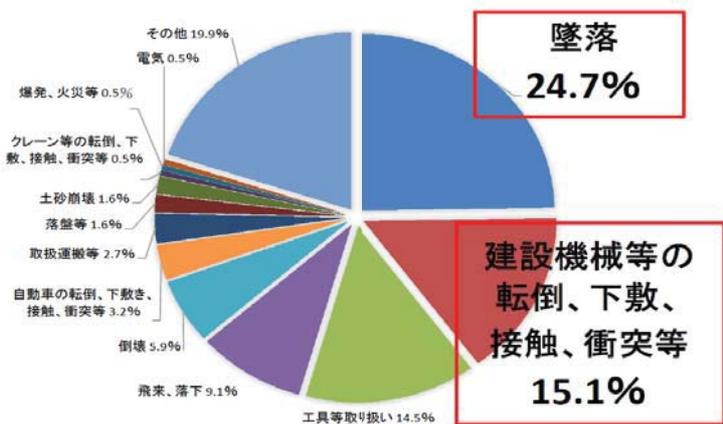
- ・全産業と比べて、**2倍**の死傷事故率(年間労働者の約0.5%(全産業約0.25%))
- ・事故要因としては、**建設機械との接触による事故は、墜落に次いで多い。**

死傷事故率の比較



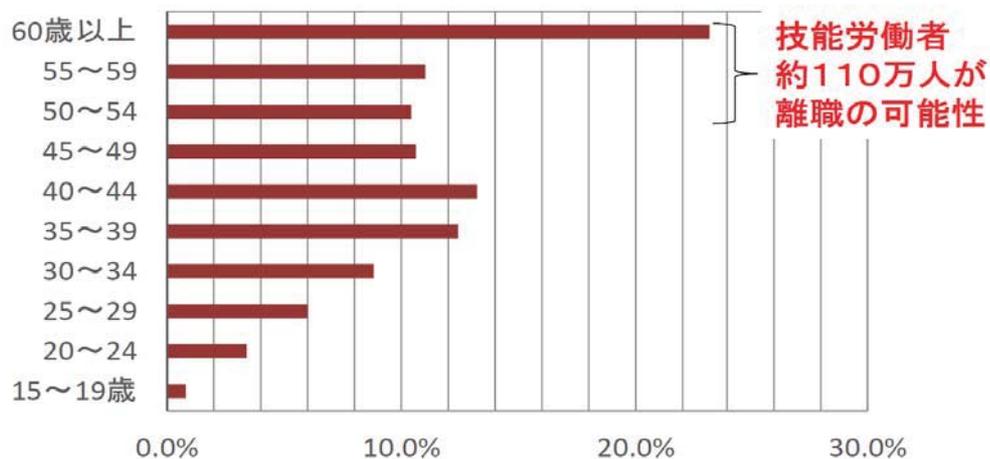
※千人率=[(年死傷者数/年平均労働者数) × 1,000]

建設業における労働災害発生要因



- ・技能労働者約340万人のうち、今後10年間で約110万人の高齢者が離職の可能性
- ・若年者の入職が少ない(29歳以下は全体の約1割)

2014年度 就業者年齢構成

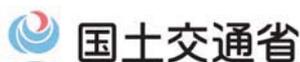


資料: (一社)日本建設業連合会「再生と進化に向けて」より作成

i-Construction

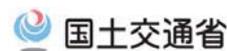
～建設現場の生産性向上の取り組みについて～

平成28年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

i-Construction



○目指すべきものについて

- ・ 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- ・ 建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど、魅力ある建設現場へ
- ・ 建設現場での死亡事故ゼロに
- ・ 「きつい、危険、きたない」から「給与、休暇、希望」を目指して

○取り組みについて

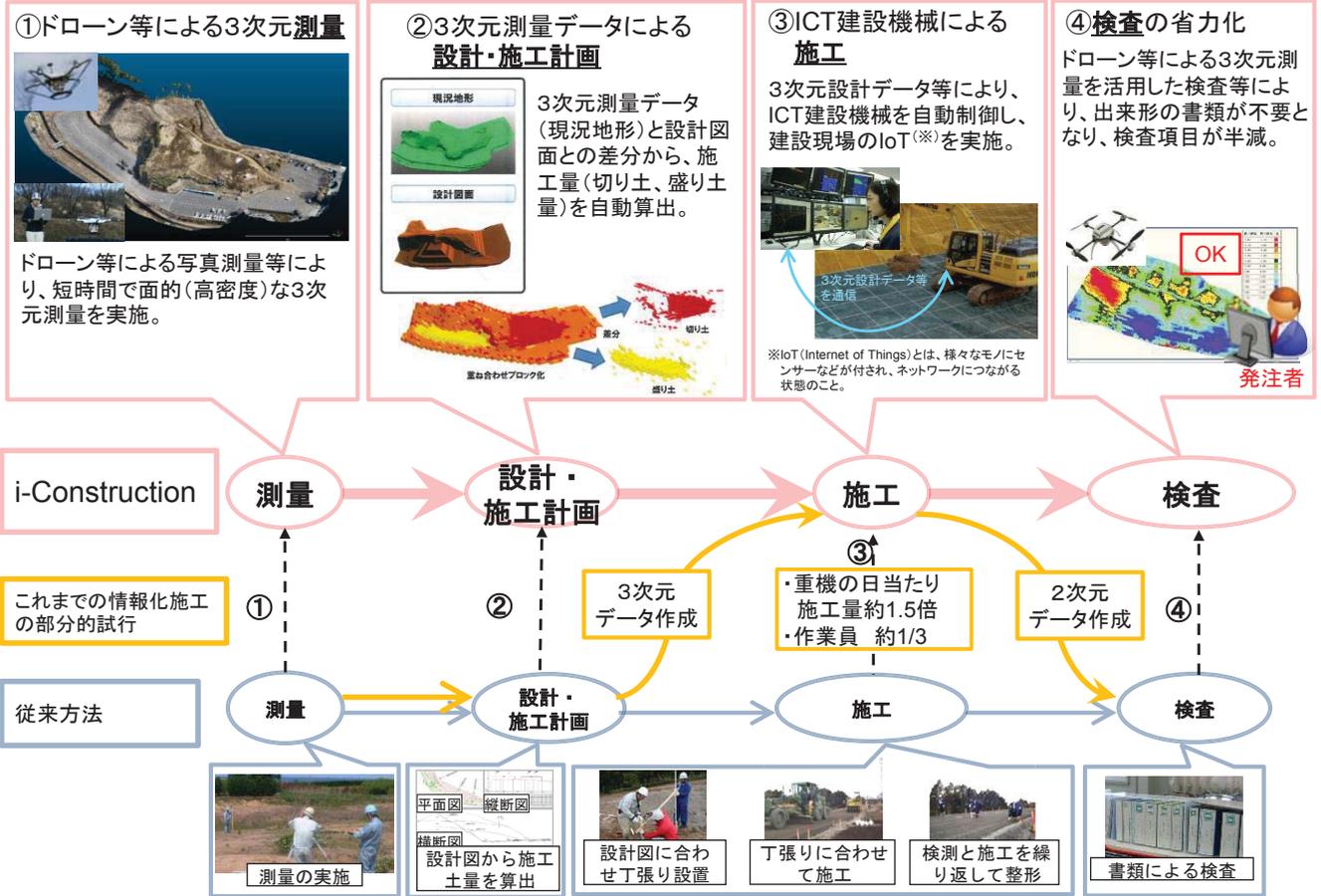
□ ICT技術の全面的な活用

□ 規格の標準化

□ 施工時期の平準化

○推進に当たっての課題

- ・ ICT導入に対する企業への支援のあり方
- ・ 地方自治体などの発注者への支援のあり方
- ・ ICTの活用を前提としていない現在の基準による設計ストックに対する対応
- ・ i-Constructionの成果の分配のあり方
- ・ i-Constructionによる建設現場のイメージアップと広報戦略
- ・ 海外展開を見据えたICT技術等の国際標準化



ICTに対応した基準類が未整備

- 測量・設計・施工・検査において、ICTを活用するための3次元データを前提とした基準が未整備
- 土木工事施工管理基準(案) (施工が設計図どおりか確認する方法等を定めたもの)
- UAVIによる測量方法を定めたマニュアル
- 3次元データを前提とした製図基準
- 3次元データを前提とした管理・検査基準 等

ICT建機の普及が不十分

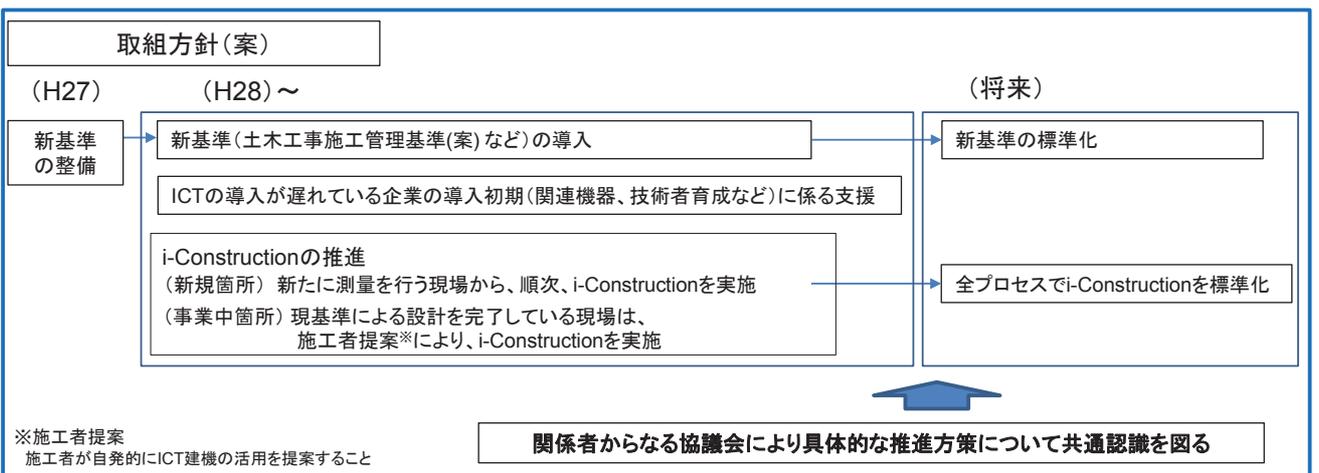
- ICT建機の台数は近年増加しているものの、レンタル料は通常建機より割高なため、活用が進んでいない。

約3倍(台数)

情報化施工用フルドーザレンタル台数 (H26 建設機械レンタル会社へのアンケートより)

その他の課題

- 企業の中には、ICT建機の扱いに不慣れで、かつ高価なことから導入を躊躇する場合もある
- ICTに習熟していない技能労働者などに対しては、ICTに関する訓練・教育とともに、ICTに関するサポート機関などが必要
- 現基準の設計ストックも多いことなどから、手戻りのないように円滑な導入を図ることが必要
- 受発注者において、ICTの導入メリットが十分共有されていない



○効率的な工法による省力化、工期短縮(施工)

(例) 鉄筋をプレハブ化、型枠をプレキャスト化することにより、型枠設置作業等をなくし施工

現場打ちの効率化

©三井住友建設

従来方法

鉄筋組立

型枠設置

生コン打設

脱型

(例) 各部材の規格(サイズ)を標準化し、定型部材を組み合わせて施工

プレキャストの進化

ラーメン構造の高架橋の例 ©大林組

規格の標準化(コンクリート工)(課題と取組方針)

現状の主な課題

- 現場毎の一品設計・生産
 - ・材料が最も少なくなる設計(個別最適)
 - 現場毎に鉄筋や型枠の寸法が変わり、手間が増え非効率
 - ・鉄筋のプレハブ化等は、省力化や工期短縮が期待できるが、コスト高運搬の制約から、部材の分割化が必要
- 規格の標準化
- ・個別最適から、設計から施工、維持管理に至るプロセス全体の最適化が図られるよう、各段階において規格の標準化を検討
 - ・各部材の工場製作が進み、資機材の転用等によりコストが低下、普及が進む

各技術の主な課題

- 各工法の採用に当たっての考え方
- 鉄筋のプレハブ化等を採用する際の範囲や留意点が未整理

	目的	工法等の例
現場打ちの効率化	工場製作による効率化	鉄筋、型枠のプレハブ化 残存型枠(ハーフプレキャスト)
	現場作業の効率化	鉄筋の配筋 ・機械式定着工法 コンクリート打設 ・高流動コンクリート
プレキャストの進化	目的	工法等の例
	工場製作における効率化	サイズの規格化
	現場作業の効率化	部材を細分化する工法 部材を効率的に結合する工法



©三井住友建設



©大林組

取組方針(案)

- (H28・H29)
- 各工法を採用するために規格の標準化(サイズ、接合部に求められる性能)を念頭においた、以下のガイドラインを作成

○プレハブ化等のガイドライン

- (留意点の例)
 - ・ 施工時の接合部の安全性確保
 - ・ 施工後(常時、地震時)の接合部の安全性確保
 - ・ 耐久性確保

○鉄筋の配筋等のガイドライン

- (適用範囲の例)
 - ・ 施工条件(鉄筋の過密度合い)
 - ・ 適用範囲(大きな力が作用しない鉄筋)

(中期)

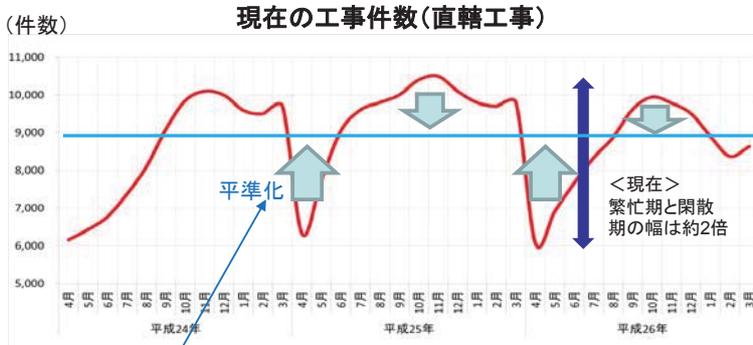
- 全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方検討

- 工期短縮等の効果の評価手法

課題

予算が単年度制度のため、年度末に工期末が集中し繁忙期となる一方、年度明けは閑散期となり、技能者の遊休（約50～60万人※）が発生。

※ おしなべて技能者が作業不能日数（土日・祝日、雨天等）以外を働く（約17日／各月）として、工事費当たりの人工（人・日）の標準的なものから推計



平準化による効果

<労働者の処遇改善>

- ・ 年間を通じて収入が安定
- ・ 繁忙期が平準化されるので、休暇が取得しやすくなる

<企業の経営環境改善>

- ・ ピークに合わせた機械保有が不要になり、維持コストが軽減

取組方針

- ◆ 計画的な事業のマネジメントのもと、平準化を考慮した発注計画を作成

<前提条件>

- 降雨や休日等を考慮し、工事に必要な工期を適切に設定
- 建設資材や労働者を確保できるよう、受注者が着手時期を選定できる余裕期間を設定

上記を踏まえ

- 計画的な事業執行の観点から、今まで単年度で実施していた工事の一部を、年度をまたいで2カ年で実施。

- 年度末にかかる工事を変更する場合は必要に応じて繰越制度を活用

- ◆ 地方自治体への普及・展開

- 発注者協議会等において、地方自治体の取組を支援

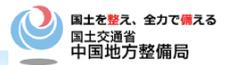
i-Constructionの推進体制



国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chugoku Regional Development Bureau

中国地方整備局 i-Construction推進本部



設置目的・メンバー

- 国土交通省において、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みであるi-Construction(「ICT技術の全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」)を進めることとしている。
- 中国地方における、i-Constructionを直轄の施工現場に導入するためのアクションプラン策定や地方公共団体及び建設業界への普及活動を推進するため、中国地方整備局i-Construction推進本部を設置。

(メンバー)

本部長:局長 副本部長:副局長

メンバー:総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長
事務局:企画調整官、技術調整管理官、技術開発調整官、機械施工管理官、工事品質調整官、総括技術検査官等

推進本部の役割

- i-Constructionを推進するため
 - 1)「中国地方 建設現場の生産性向上研究会」を設置
 - ・直轄の施工現場への導入普及について
 - ・地方公共団体、建設業界への普及推進策について
 - 2)当面の活動をとりまとめたアクションプラン策定
 - 3)新たな測量・設計・施工監理・積算基準の整備
 - 4)規格の標準化
 - 5)施工時期の平準化
 - 6)技術講習会・研修・セミナーの企画
 - 7)積極的な広報活動

設置目的・メンバー・検討項目・体制

○中国地方において、i-Constructionの取組みを具体的に進めるため、ICT技術の全面的活用について検討する研究会を設置。【初回3月22日開催予定】

○メンバー

委員長：広島大学大学院 河原能久教授（学識経験者）

行政：企画部長、技術調整管理官、技術開発調整官

河川・道路・港湾空港部 官クラス

直轄広島近隣事務所長

国土地理院 中国測量部 次長

各県政令市 技術管理課等課長

建設業界：（一社）日本建設業連合会、

（一社）各県建設業協会、

（一社）建設産業専門団体、（一社）PC建設業協会、

（一社）日本橋梁建設協会、（一社）日本道路建設業協会、

（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）建設コンサルタンツ協会、

（一社）全国地質業協会連合会、（一社）日本建設機械施工協会、

（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本埋立浚渫協会

○検討項目

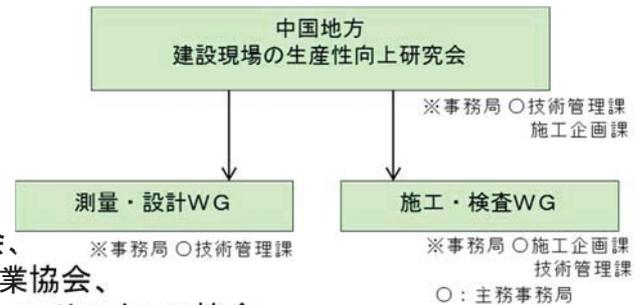
測量、設計、施工、検査の各段階における検討。

※検討項目は、次項参照。

○体制・WG

各段階の検討を進めるための「測量・設計WG」と「施工・検査WG」を設置

研究会の体制



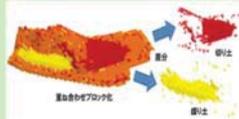
中国地方 建設現場の生産性向上研究会 検討項目

ICT技術の全面的な活用（検討項目）

・**測量** 3次元測量：ドローン等による短時間で面的な測量



・**設計** CIM：3次元データによる設計、数量算出



・**施工** ICT建設機械の施工（情報化施工）：自動制御、建設現場のIoTを実施



・**検査** 出来形管理：ドローン等による出来形書類や検査項目の削減

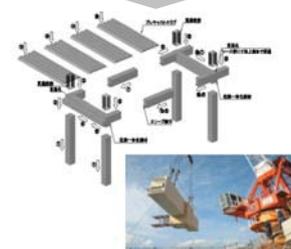


規格の標準化

・寸法等の規格の標準化された部材の拡大



標準化



施工時期の平準化

・2カ年国債の適正な設定等により、年間を通じた工事件数の平準化



平準化



凡例  : 測量・設計WG

 : 施工・検査WG

事務連絡
平成28年2月22日

各県地域発注者協議会 会員 殿
(中国地方整備局管内各県・政令市・市・町・村)

中国ブロック発注者協議会長
(中国地方整備局長)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

平素より、発注者協議会の運営等にご協力頂き誠にありがとうございます。
施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「発注関係事務の運用に関する指針について」(平成27年1月30日付け総行行第24号・国官技第246号・国土入企第15号)において発注・業務実施時期等の平準化に努めることとされたところです。

国土交通省においては、建設現場における生産性向上の取り組みであるi-Constructionにおいて、平準化を重要な施策の一つと位置づけるとともに、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号・国官会第2855号・国地契第43号・国官技255号・国営計第75号・国北予第25号)を发出し、各地方整備局において取り組みの徹底に努めているところです。

平準化については国のみならず地方公共団体が一体となって推進することが重要であり、すでに一部の地方公共団体において、債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に積極的に取り組まれているところです。

このたび、平準化を進めるにあたって、社会資本整備総合交付金等における債務負担行為の考え方が総務省自治行政局行政課長ならびに国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方公共団体の契約担当部局(政令指定都市を除く市町村各都道府県経由)に通知されたところですのでお知らせします。

中国ブロック発注者協議会においては、施工時期等の平準化は、発注者共通の課題と位置づけ、より一層の推進に努めて参りたいと考えておりますので、お取り計らい頂ければ幸いです。

国官技第 324 号
平成 28 年 2 月 17 日

発注者協議会長 殿
(地方整備局長等 殿)

国 土 交 通 省
大臣官房技術審議官

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「発注関係事務の運用に関する指針について」（平成 27 年 1 月 30 日付け総行行第 24 号・国官技第 246 号・国土入企第 15 号）において発注・業務実施時期等の平準化に努めることとされたところです。

国土交通省においては、建設現場における生産性向上の取り組みである i-Construction において、平準化を重要な施策の一つと位置づけるとともに、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号・国官会第 2855 号・国地契第 43 号・国官技 255 号・国営計第 75 号・国北予第 25 号）を発出し、各地方整備局において取り組みの徹底に努めているところです。

平準化については国のみならず地方公共団体が一体となって推進することが重要であり、すでに一部の地方公共団体においては、債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に積極的に取り組まれているところです。

このたび、平準化を進めるにあたって、社会資本整備総合交付金等における債務負担行為の考え方が総務省自治行政局行政課長ならびに国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方公共団体の契約担当部局（政令指定都市を除く市町村各都道府県経由）に通知されたところです。

貴会会員にも周知いただき、平準化を推進いただけますようお願いいたします。

(参考)

総行行第41号
国土入企第17号
平成28年2月17日

各都道府県総務部長・土木部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長・土木局長
各指定都市議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

既に一部の地方公共団体においては債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の措置を講ずるなどにより、より一層の施工時期等の平準化に取り組んでいただくようお願いします。

なお、国土交通省においては、これまで単年度で要求することとしてきた一部の工事について国庫債務負担行為により2箇年契約とすることに加え、別添1及び別添2のとおり施工時期等の平準化に向けて計画的な事業執行に取り組むこととしておりますので、参考にして下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとあり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

単年度で実施

H28年度工事

県費	
国費	(200)

**二カ年県債の活用
(実績あり)**

債務負担行為
の活用

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	

例:12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

↓ 交付金示達後

県費	10	90
国費	10	90

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	

例:12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

↓ 交付金示達後

県費	0	100
国費	0	100

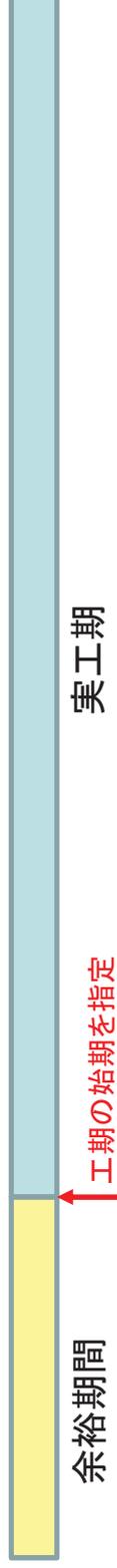
※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

余裕期間制度について

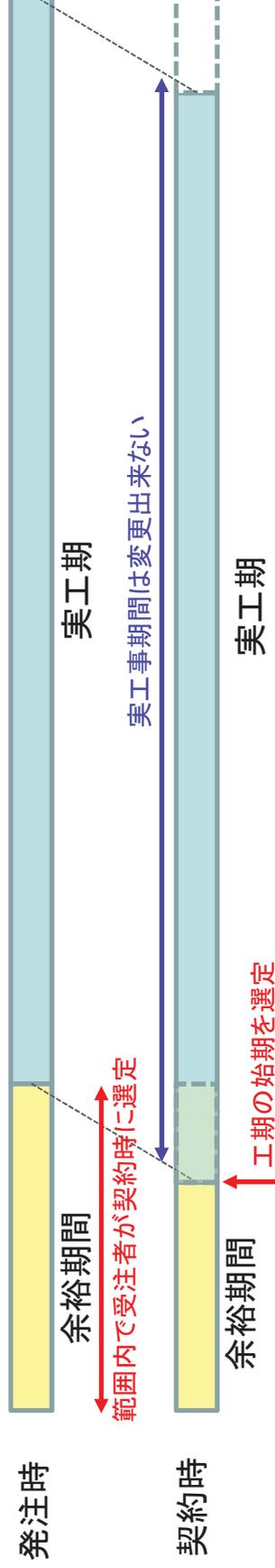
参考2

■余裕期間制度

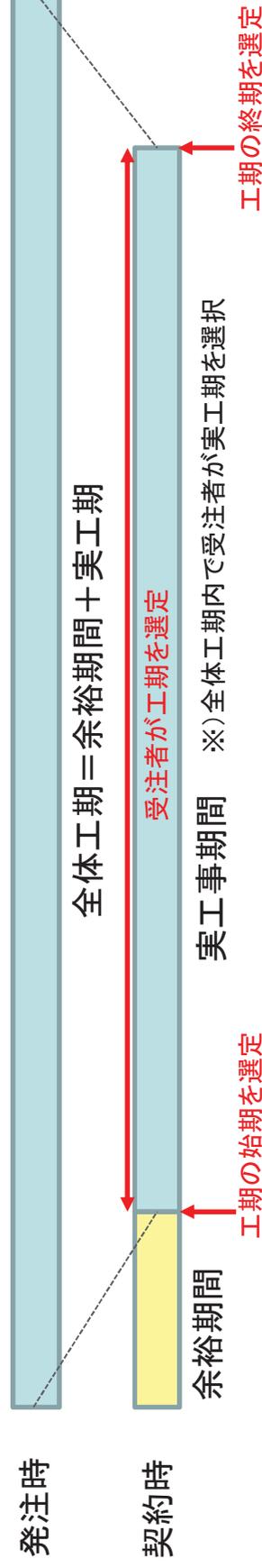
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - (2) 実工期・実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

国官総第 1 8 6 号
国官会第 2 8 5 5 号
国地契第 4 3 号
国官技第 2 5 5 号
国営管第 3 5 5 号
国営計第 7 5 号
国北予第 2 5 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

大臣官房官庁営繕部長
各地方整備局長
北海道開発局長 あて

大臣官房長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

計画的な事業執行は、施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、公共工事の品質の確保や、その担い手の中長期的な確保に寄与するため、発注者が主体的に取り組むべき責務である。この点については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 1 7 年法律第 1 8 号）において計画的な発注が発注者の責務として示されたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 2 7 年 1 月 3 0 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）においても、計画的な発注や適切な工期の設定により、施工時期等の平準化を図るよう努めることとされたところである。

については、下記事項に留意の上、国土交通省所管事業の計画的な事業執行に努められたい。

なお、下記事項の運用上の留意事項については別途通知する。

記

1 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期や履行期限が過度に集中することを避けるため、早期発注や国庫債務負担行為制度の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

2 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3 余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。

4 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、国庫債務負担行為制度を適切に活用すること。
- (2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債（繰越）制度を適切に活用すること。

- (1) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (2) 官房長通達記2の工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むこと。
- (3) (2)により算出した日数が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況等当該日数の算出根拠について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを図ること。
- (4) 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、(2)及び(3)にかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書（営繕工事においては現場説明書。以下同じ。）に当該制約条件を記載すること。
- (5) 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが種々の条件からみて有利であるものに限り行うものとし、この場合には、中断期間を含めた工期を設定すること。また、中断期間については、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合の経費より小さくなる範囲を目途として設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書において、中断期間を含めた工期を設定した旨を記載すること。併せて、中断期間中は、工事現場の保全措置を的確に講ずること。
- (6) 作業不能日数については、特記仕様書に記載すること。あわせて、当初見込んだ作業不能日数から実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合においては、実際に生じることとなる作業不能日数を反映した工期に変更すること。

2 余裕期間制度の積極的な活用について

官房長通達記3の余裕期間制度の積極的な活用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

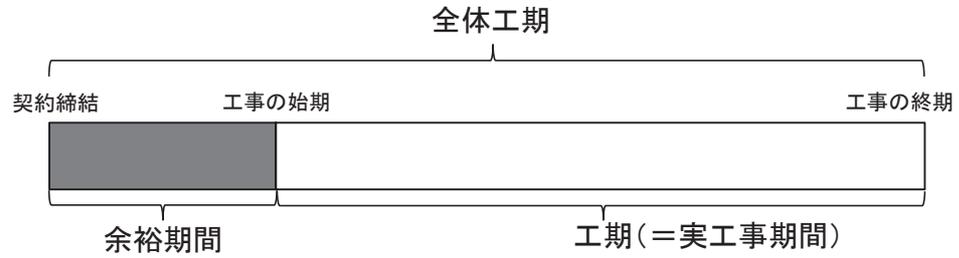
- (1) 「余裕期間」とは、契約の締結から工事の始期までの期間であること。
- (2) 余裕期間制度には、次の方法があること。
 - ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期

間) の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法 (以下「フレックス方式」という。)

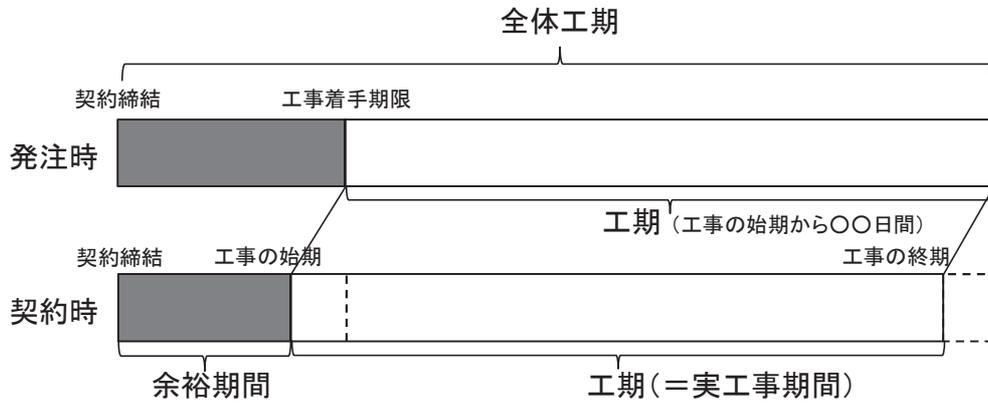
- (3) 余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。
- (4) 余裕期間を設定する場合においては、入札説明書及び特記仕様書に「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、次に掲げる内容を記載すること。
 - ① 余裕期間制度を活用した工事である旨
 - ② 余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない旨
 - ③ 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨
- (5) (4)の「工期及び余裕期間を設定することができる期間」については、余裕期間制度の各方式に応じて、それぞれ次の期限等を記載すること。
 - ① 発注者指定方式 工事の始期及び工期
 - ② 任意着手方式 工事着手期限及び工期
 - ③ フレックス方式 工事完了期限

(参考)

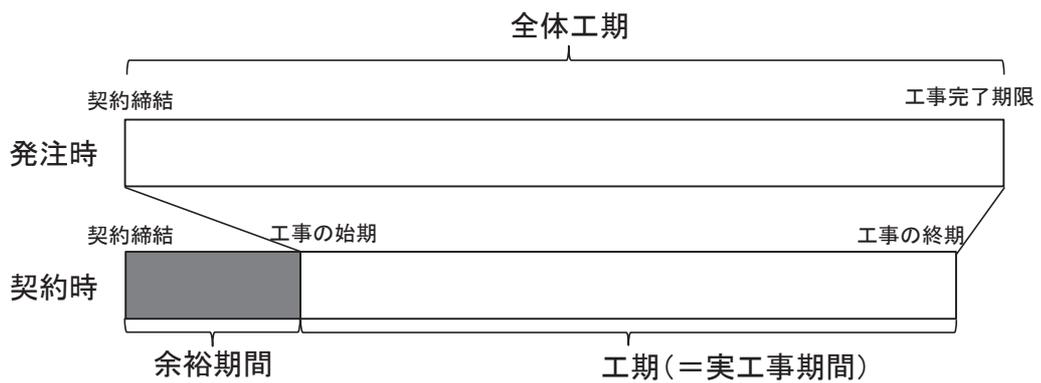
<発注者指定方式>



<任意着手方式>



<フレックス方式>



本資料は、平成28年3月8日に開催された、「平成27年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第2回)」の資料から抜粋(一部加筆)したものです。

発注者間の連携体制の強化

(地方公共団体の取組み支援)

現状と課題

- 担い手3法の改正、運用指針の策定を踏まえ、適切な発注関係事務の実現に向け、地域発注者協議会等をはじめ各主体が重層的に取り組む
- “歩切りの根絶”に向けた取り組みなど、一定の成果が見られるものがある一方、適切な設計変更など、依然対応が十分でない指摘されているものも存在

論点①：今後、重点的に連携・支援に取り組むべき事項について

論点②：適切な発注関係事務に向けた連携・支援の進め方について

重点事項①積算能力の確保・向上(適正な予定価格の設定)

- 自治体職員の技術的スキルの向上
(例)担当者会議、講習会・研修の実施
- 発注者支援に関する情報(企業情報、発注者支援業務に関する発注関係図書等)の提供

重点事項②適切な設計変更

- 問題意識や設計変更の必要性に関する意識の醸成
- 国や都道府県の設計変更ガイドラインの提供・周知
- 講習会・研修を通じた周知

重点事項③施工時期等の平準化

- 国における取組みや繰越等制度面の情報の提供
- 地方自治体における先進的な取組みを共有

⇒上記3項目について、今後、特に重点的に連携・支援に取り組むこととしたい

方策①ベストプラクティス等の共有 ～関心の高い自治体の更なるレベルアップ～

- 自治体の先進的な取組みを様々なツールで収集
- 同等規模の自治体における事例等を参照することにより取組みが促進
(例)運用指針(解説資料)の改定(自治体の規模も踏まえた事例を掲載)、本省ホームページの充実(各地域発注者協議会の情報や事例等が閲覧できるように変更)

方策②発注者(自治体)が目安とできる目標の設定 ～全ての自治体のボトムアップ～

- 運用指針に示されている発注関係事務について、発注者の規模等に応じて実現すべきベンチマークの設定

上記について、地域発注者協議会を主体として推進(地域の自主性の尊重)
全国的な情報の共有や意識統一を図るため、全国レベルの連絡調整の場の設置を検討

方策①ベストプラクティス等の共有 ～関心の高い自治体の更なるレベルアップ～

- 地方公共団体の先進的な取組みを様々なツールで収集
- 同等規模の自治体における事例等を参照することにより取組みが促進
(例)運用指針(解説資料)の改定(自治体の規模も踏まえた事例を掲載)、本省ホームページの充実(各地域発注者協議会の情報や事例等が閲覧できるように変更)

本方策のねらい

- 発注関係事務の改善意識の高い地方公共団体では、同様の規模の団体の取組みに関する情報ニーズが高い(H27国土交通省ヒアリング調査より)
- 先進的な取組みや地方公共団体のニーズが高い情報を収集・共有
- 地域発注者協議会等を通じて、全国的な情報を収集・共有することで、先進的な取組みの導入が促進

ベストプラクティス等の共有

■進め方（案）

H28.2

地域発注者協議会等を通じて、全ての都道府県・市町村に運用指針に基づく取組事例の情報提供を依頼・収集

その他の事例も含め、分類・整理
発注者のニーズに沿ったポイント等がわかるように整理

H28.4

運用指針（解説資料）の改定に反映

本省ホームページに掲載

H28.4～

各地域発注者協議会等を通じて共有

H28.5 目途

国交省およびブロックの代表地方公共団体が参加する
全国レベルの実務者の連絡調整の場を設置し、先進事例等の共有

新たな取組も速やかに共有できる仕組みの構築

- ・地域発注者協議会を通じた定期的な情報収集
- ・速やかな本省ホームページへの掲載、他ブロック地域発注者協議会への情報提供
- ・情報提供手法の改善検討

方策②発注者(自治体)が目安とできる目標の設定 ~全ての自治体のボトムアップ~

- 運用指針に示されている発注関係事務について、発注者の規模等に応じて実現すべきベンチマークの設定

本方策のねらい

- 発注者としての取組みを評価する統一的な指標を示すことにより、全ての発注者が自身の現状を客観的・相対的に評価できる環境を整備
- これにより、発注関係事務の改善意識を喚起

指標設定にあたっての視点

- 的確な評価指標の選択
 - ・ 項目の実施状況を的確に表現できる指標
- 評価の客観性
 - ・ 定性的な表現の実施項目に対して客観性をもった評価
- 自主性を尊重した設定手法

重点3項目の指標(イメージ)

論点 指標としてどのような指標が適当か

重点事項①適正な予定価格の設定

■積算方法:最新の積算基準の適用状況や基準対象外の際の見積りの活用状況

(ポイント)

- ・積算基準が最新であるか否かは客観性が比較的高く、運用指針の記載に沿ったもの
- ・「適正な予定価格の設定」にあたっては、最新の積算基準の適用のほか、可能な限り資材等の実勢価格を適切に反映する必要があること等に留意

■単価更新率:単価の更新頻度

(ポイント)

- ・単価の更新頻度は客観性が高い
- ・「適正な予定価格の設定」にあたっては、可能な限り最新の単価を反映するほか、最新の積算基準を適用すること等に留意

重点事項②適切な設計変更

■設計変更の状況:改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

(ポイント)

- ・ガイドラインの策定状況は客観性が高い
- ・「適切な設計変更」にあたっては、ガイドライン等を適切に運用することに留意が必要

重点事項③施工時期等の平準化

■平準化率(単一年度における繁忙月と閑散月の工事件数の比)

(ポイント)

- ・客観性が高い
- ・データ取得等の容易性について検討が必要

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の設定状況(公契連モデルの適用状況含む)
(ポイント)
 - ・客観性が高い

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- ガイドライン等の策定・活用状況および総合評価落札方式の導入状況
(ポイント)
 - ・客観性が高い
 - ・必ずしも総合評価落札方式が工事の性格等に応じた適切な入札契約方式であるとは限らないことに留意

受発注者の情報共有、協議の迅速化

- ワンデーレスポンス、3者会議の導入状況
(ポイント)
 - ・客観性があるが、取組内容が充実度が反映できず、主観的余地を残す
 - ・「受発注者の情報共有、協議の迅速化」に関する、ワンデーレスポンス、3者会議以外の取組みもありうることに留意

ボトムアップの進め方(案)

■進め方(案)

H28.2

重点3項目(積算、設計変更、平準化)を中心に、地域発注者協議会での目標設定の状況を収集

H28.3

指標(案)の検討

H28.4~

各地域発注者協議会において、
指標(案)について議論

H28.5目途

国交省およびブロックの代表地方公共団体が参加する
全国レベルの実務者の連絡調整の場を設置し、議論

H28.夏目途

指標の決定(全地域発注者協議会にて決定)

以降

各地域発注者協議会等において自主評価
必要な連携・支援を実施

評価結果の分析・公表や目標設定等、指標の活用策を検討

資料4-1
(参考資料)

本資料は、平成28年1月22日に開催された
平成27年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)
の「参考資料1」から抜粋したものです。

発注者間の連携体制の強化(参考資料)

市町村の発注関係事務に関わる実態把握

- 平成27年4月からの運用指針に基づく発注関係事務が本格運用され、これらの取組みを進めるなかで明らかとなった課題等を把握し、より実態を踏まえた支援を行うため、平成27年11・12月に、国土交通省職員の個別訪問による対話形式での発注関係事務の実態調査を実施。
- 全ての都道府県の計56自治体に運用指針のポイントを中心にヒアリング

■ヒアリング項目

1. 発注関係事務に関する課題認識等

①各自自治体が抱えている課題認識について

予定価格の設定、ダンピング受注防止、設計変更、発注体制、入札契約方式、施工時期等の平準化、見積の活用、受注者との情報共有、協議の迅速化、成績評定

②自治体管内等の建設業を取り巻く状況・課題について

地元企業の近年の動向（地元企業の業者数・年齢構成等の推移等）、地元企業からの要望等、調査・設計分野の企業の状況

2. 期待する具体的支援策

①期待する具体的支援策等について

同様の規模の自治体の取組み事例の情報提供、発注者支援業務の発注関係書類のひな型の提供、発注者支援機関の候補の情報提供、総合評価委員会委員への直轄職員の派遣、自治体職員が参加可能な講習会・研修の開催

②地方整備局等に期待する役割について

“①” やそのほかも含め、地方整備局等に期待する役割を確認

【参考】市町村の発注関係事務に関わる実態把握 —ヒアリング結果概要—

1. 発注関係事務に関する課題認識等

①各自治体が抱えている課題認識について

項目	主な課題認識
予定価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・積算する技術者が少なく、処理に時間を要する ・維持修繕工事は、官積算と実績価格が合わないと言われている ・小規模工事では、標準歩掛と業者の価格が乖離 ・積算システムへの最新単価の反映に時間遅れが生じる
ダンピング受注防止	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の事前公表においてくじ引きが多数であったが、事後公表ではくじ引きが減った ・最低制限価格を上げて若年者の雇用に回っているか疑問 ・最低制限価格の弾力的運用はできないか、失格者でも施工できる業者は存在 ・予定価格の漏えいから職員を守る観点から予定価格の事後公表は難しい
設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の場合、議会対応で苦労がある ・国、県の設計変更ガイドラインが認知されていない ・職員不足もあり、対応が遅れがちになる
発注体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅層や技術職員が少ない、いない ・技術職員の技術力不足、研修不足の懸念 ・事務量増大に伴う人員不足
入札契約方式	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価は契約事務の作業量と作業時間がかかる ・委員会等のスケジュール調整が困難 ・工事成績のウェイトが高く、実績の無い業者が受注出来ないとクレームがある ・発注規模が小さく、総合評価の必要性が低い ・規模の小さな企業にとっては負担が大きく、受注できなくなると育成につながらない

項目	主な課題認識
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の集中や施工条件等により一時期に集中してしまう場合もある ・補助事業の内示が5月中旬のため、それまでは稼働できない ・地方債、翌債は議会のハードルが高い
見積の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・不調不落がない、少ないため必要性が低い ・歩掛が無い場合には、発注前の積算時点で見積を徴収 ・見積活用の実績がなく、よくわからないのが実態 ・不調後に見積を採用してもよいか判断が難しい
受注者との情報共有、協議の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なく、各自治体で適宜必要なコミュニケーションがはかられている(三者会議、ワンデーレスポンス、工程会議等、各自治体で必要に応じて実施) ・ASPの導入は、小規模企業の負担が懸念される
成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目について、担当者によって解釈が変わることがあり、各評価者の評価の整合性を図ることが必要 ・評価項目の細分化(具体化)か担当者の能力アップが必要 ・検査の技術を如何に伝承するかが課題。人手不足 ・検査を一般職員が併任業務の中で実施している ・評価方法が分からない。点数に差をつけるのが難しい ・国、県、市、町共通の成績評価システムがあればよい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪は村内業者でないと出来ない ・大雪により工期が少なくなった場合の繰越手続きを簡素化してほしい ・ペーパーカンパニー対策の方策が分からず、具体的対策を講じていない ・電子入札導入費用に負担を感じる

1. 発注関係事務に関する課題認識等

②自治体管内等の建設業を取り巻く状況・課題について

項目	主な課題認識	項目	主な課題認識
地元企業の近年の動向(地元企業の業者数・年齢構成等の推移等)	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿登録業者は年々減少。倒産、後継者問題による廃業、労働者の高齢化、社会保険加入の義務化等により登録業者が減少したのではないか ・若手が入職してこない、定着しない。資格を取得した後、大手に転職してしまう ・今後の見通しに不安をもっており、雇用や設備投資を控える業者が多い ・自前で重機を保有している企業が無いため、災害時の緊急対応が出来ない懸念 ・技術者も減っているようで、事務系の人間が現場代理人などを務めている事例もある ・市の人口が減少している状況であり、今後、担い手の確保が厳しい状況になる ・除雪業者の確保に苦慮。お願いして受注してもらっている状況 ・近隣の自治体と人材争奪が起きており、Uターン、Iターンの活用を模索 ・「地域おこし協力隊」等で建設業の担い手を募集するなどできないか 	地元企業からの要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・予算確保の不安、安定的な事業確保 ・地元企業への優先発注、受注機会の拡大 ・最低制限価格、調査基準価格の引き上げ ・実勢に見合った積算 ・設計変更ガイドラインに基づく適切な設計変更 ・公共工事の前倒し発注・発注時期の平準化 ・工事内容に応じた工種毎の分離発注 ・設計労務単価の更なる引き上げ ・修繕工事の諸経費率の見直し ・橋梁補修工事の歩掛の見直し ・下水道工事の市場単価が実態と乖離 ・提出書類の軽減 ・同種工事に関しての発注時期の分散 ・人材不足で専任での技術者配置が困難 ・工事成績のウェイトが高く、実績の無い業者が受注出来ない ・完全週休二日制への要望無し ・専門的な工事は下請け業者が限られ利益が出にくい ・積算出来ないような粗悪業者の排除、粗雑工事業者へのペナルティ強化 ・国、県、町が連携した事業執行

1. 発注関係事務に関する課題認識等

②自治体管内等の建設業を取り巻く状況・課題について

項目	主な課題認識
調査・設計分野の企業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発注件数が少なく、受注はほぼ市内の業者 ・市内に調査・設計分野の企業が少ない。企業の育成方法について事例等を教えてほしい ・農業土木では、人手不足を理由として断られることが多い ・簡易な橋梁等の設計は地元の業者が、大規模な業務や難易度の高い業務は東京等の県外の業者が受注 ・長寿命化に関する業務が増えている ・最低制限価格を設けていないため、5～3割の落札率 ・公共だけでは経営が困難と聞くが、災害が発生した時は、調査等を行う会社が足りない状況 ・コンサルも技術力の低下を感じる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導員については適切に計上しているが、受注者からは、かかった費用全てを計上してほしいと挙がってくる ・業者数が多いため、適切な発注関係事務の実施に取組まなければならないと認識 ・市として、最低制限価格の導入等について検討しなければならないと認識

2. 期待する具体的支援策

①期待する具体的支援策等について

項目	主な課題認識
同様の規模の自治体の取組み事例の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の入札契約に係わる取組が簡易に確認出来る情報提供体制があるとよい ・各自治体の基準、要領、ガイドライン、マニュアル等を共有できる仕組みを構築していただきたい ・情報提供を期待する ・新しい工法や基準が無い工事の情報を積極的にいただけたらありがたい
発注者支援業務の発注関係書類のひな型の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・期待する ・現在は直営で行っているのですが、直接的には必要ではないが情報はいただきたい ・一般的な工事について現時点で活用予定はないが、将来的には活用について検討の余地(専門性の高い工事等がある場合)があると考えている
発注者支援機関の候補の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・期待する ・業者に対する研修情報等を情報提供して欲しい ・現在は直営で行っているのですが、直接的には必要ではないが情報はいただきたい ・現時点で活用予定は無いが将来的には活用について検討の必要があると考えている

項目	主な課題認識
総合評価委員会委員への直轄職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄職員の派遣があれば市の事務経験を図ることができる ・直轄職員1名を派遣してもらっており、今後も継続を希望する
自治体職員が参加可能な講習会・研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や講習会など、機会があれば国の取組を勉強したい ・職員の質の向上を図るためにも、機会があればありがたい ・今後も事業等と合致したものがあれば参加する予定としている ・国等による研修、情報交換等人材育成の支援が必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕工事における単価情報(見積りを徴収したものを)を提供して欲しい ・総合評価で簡易型以上のものを適正に評価することに苦慮しており、専門家から評価に関するアドバイスをいただきたい。 ・同様の規模の自治体の取組み事例の情報提供について、特に期待する ・タイムリーな情報提供に期待する

2. 期待する具体的支援策

②地方整備局等に期待する役割について

項目	主な課題認識
地方整備局等に期待する役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・入札契約手続き上、発生するトラブルや対処方法などのマニュアルの整備 ・多様な入札方式について、実際どの様に手続きや、評価等行うものか実演してほしい ・低入札調査を行う場合の着眼点(調査方法)をご教示いただきたい ・新しい入札方式については対応が難しく手を伸ばしづらいため、説明会があればありがたい ・発注に関する支援メニューや情報提供についてお願いしたい

3. その他

項目	主な課題認識
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活用を維持する必要がある ・特に除雪機械の維持、除雪労働者の高齢化が課題 ・担い手確保のための繰越手続きのための通達等が欲しい ・社総金のゼロ国債を活用した情報が欲しい ・30%を著しく超える金額の設計変更は問題ないのか。 ・入札時に提出させた内訳書の取り扱いについて(失格とする判断基準等はあるのか) ・市レベルにおける設計変更審査会の考え方を教えてほしい ・積算図書の事後公表について国の考え方は ・技術評価の公表について国の考え方は



中国ブロック発注者協議会の取り組み支援(案)

国土交通省 中国地方整備局

中国ブロック発注者協議会で設定している目標10項目の内、平成29年度の達成が困難と思われるのは以下の3項目。
これらについて、各自治体ヒアリングでの課題認識は以下のとおり。

④原則一般競争入札とする。

- 町内業者の保護・育成を目的として、指名競争入札としている。
- 地域要件を設定すると、結果的に指名業者と変わらないといったことになる。

⑦予定価格については原則として事後公表とする。

- 予定価格については、職員を不正等のリスクから保護する観点から事前公表としている。
- 予定価格については、入札不調回避の観点から事前公表としている。

⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。

- 総合評価については、発注する工事規模が小さいためメリットが少なく、手間がかかる印象。
- 何を評価すれば良いか、提案内容の判断等、技術力の面で不安要素がある。
- 技術的判断ができる職員がいない。
- 総合評価は契約事務の作業量と作業時間がかかる。
- 工事成績のウェイトが高く、実績の無い業者が受注出来ないとクレームがある。
- 規模の小さな企業にとっては負担が大きく、受注できなくなると育成につながらない。

これらについて、既に実施している自治体では、導入にあたって以下の様な取り組み事例や、導入によるによる好事例が見られる。

④原則一般競争入札とする。

(事例・意見等)

- 指名競争入札に比べ、事務量が格段に多くなることも無く、手続きに要する期間も7日程度余分に要する程度。

⑦予定価格については原則として事後公表とする。

(事例・意見等)

- 予定価格1,000万円以上の建設工事を原則事後公表とする取扱いに変更したことに併せ、不正な行為を防止するため、「発注業務に係る職員の行動指針」を制定。
- 事後公表化に伴う不正行為の防止対策として、最低制限価格等の算定に偶発値を導入したほか、事業者に対する制裁措置を強化。

⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。

(事例・意見等)

- 特別簡易型の試行を行っているが、事務量がそれほど増大することがなく、これまでと同じ体制で実施している。
- 県総合評価審査委員会において、市町村事業についても審査依頼があった場合には審査をおこなっている。

これらの課題・問題点について、中国ブロック発注者協議会として連携して支援を検討。
まずは、一部でも実施出来ることから取り組みを開始。

④原則一般競争入札とする。

- 一定規模(価格)以上の工事や、市・町・村内の企業では対応が難しい工事等において試行的に実施を検討。(未導入発注機関)
- 実施にあたり、要領等を作成しルールを検討。(未導入発注機関)
- 要領等の作成を支援。(発注者協議会)
- 試行結果を踏まえ拡大を検討。(各発注機関)

⑦予定価格については原則として事後公表とする。

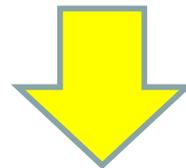
- 事前公表から事後公表に見直した自治体の対応事例等を共有。(発注者協議会)

⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。

- 一定規模(価格)以上の工事や、難易度の高い工事等において試行的に実施を検討。(未導入発注機関)
- 実施にあたり、要領等を作成しルールを検討。(未導入発注機関)
- 要領等の作成を支援。(発注者協議会)
- 技術職員がいない自治体への支援方法について検討。(発注者協議会)
- 試行結果を踏まえ拡大を検討。(各発注機関)

目標以外の項目についても、発注者協議会で支援ができるものは連携して実施。

- 好事例や各自治体の実施状況等の情報共有
- 出前講座や講習会等の開催
- 直轄工事や県工事の完成検査への臨場
- 成績評定の標準化および評定方法の指導
- その他、支援が可能な項目



発注者協議会で具体の支援方法を検討



資料4-2
(参考資料)

発注関係事務を適切に実施する上での課題・問題点

国土交通省 中国地方整備局

- 平成27年4月からの運用指針に基づく発注関係事務が本格運用され、これらの取組みを進めるなかで明らかとなった課題等を把握し、より実態を踏まえた支援を行うため、平成27年12月～平成28年3月に、国土交通省職員の個別訪問による対話形式での発注関係事務の実態調査を実施。
- 中国ブロックでは計13自治体に運用指針のポイントを中心にヒアリング

■ヒアリング項目

1. 発注関係事務に関する課題認識等

①各自治体が抱えている課題認識について

予定価格の設定、ダンピング受注防止、設計変更、発注体制、入札契約方式、施工時期等の平準化、見積の活用、受注者との情報共有、協議の迅速化、成績評定

②自治体管内等の建設業を取り巻く状況・課題について

地元企業の近年の動向（地元企業の業者数・年齢構成等の推移等）、地元企業からの要望等、調査・設計分野の企業の状況

2. 期待する具体的支援策

①期待する具体的支援策等について

同様の規模の自治体の取組み事例の情報提供、発注者支援業務の発注関係書類のひな型の提供、発注者支援機関の候補の情報提供、総合評価委員会委員への直轄職員の派遣、自治体職員が参加可能な講習会・研修の開催

②地方整備局等に期待する役割について

“①” やそのほかも含め、地方整備局等に期待する役割を確認

1. 発注関係事務に関する課題認識等

①各自治体が抱えている課題認識について

項目	主な課題認識
予定価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> 県の土木工事標準積算基準に基づき積算を実施。 単価についても県と同様のものを採用し毎月更新。 小規模工事が多いので、標準歩掛をそのまま適用することが妥当かどうか判断に悩むことがある。
ダンピング受注防止	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格については、職員を不正等のリスクから保護する観点から事前公表としている。 予定価格については、入札不調回避の観点から事前公表としている。 〇〇円までは最低制限価格制度としており、〇〇円以上は低入札価格調査制度で実施。 算定式はH23モデル。 調査基準価格制度については、以前は導入していたが、失格になる者がほとんどおらず、また、低入札価格調査の業務量もかなり負担であったことから、現在は導入していない。
設計変更	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更は適切に実施していると考えている。 必要なものについては変更すべきと考えるが、議会の理解が難しい面もある。 設計変更ガイドライン等は特に参考にはしていない。
発注体制	<ul style="list-style-type: none"> 技術系職員がいない。 年齢構成がいびつになっており、技術的判断ができる職員がいない。 土木系の職員については、採用を募っても応募者がおらず、確保が困難な状況。 総合評価は契約事務の作業量と作業時間がかかる。

項目	主な課題認識
入札契約方式	<ul style="list-style-type: none"> 町内業者の保護・育成を目的として、指名競争入札としている。 一般競争方式について検討を行っているが、地域要件を設定すると、結果的に指名業者と変わらないといったことになる。 総合評価については、発注する工事規模が小さいためメリットが少なく、手間がかかる印象。 総合評価方式の場合、1社規模の大きい社が存在し、他の社が受注出来なくなるといった懸念がある。 何を評価すれば良いか、提案内容の判断等、技術力の面で不安要素がある。 工事成績のウェイトが高く、実績の無い業者が受注出来ないとクレームがある。 規模の小さな企業にとっては負担が大きく、受注できなくなると育成につながらない。 電子入札システムを導入する予定であり、そうすれば一般競争入札の導入も可能となる。
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為の設定は工事規模が大きい案件でなければ行っていない。 繰越制度の活用はやむを得ないものについては実施しているが、議会承認も得る必要がありハードルは低く無い。 指名競争で発注しているため、契約手続き期間が短く、4月中の契約も行っている。
見積の活用	<ul style="list-style-type: none"> 標準単価・歩掛等が無いものについては指名業者に見積をとることで対応している。 入札不調を繰り返す場合、入札参加表明業者より見積を得るなど対応している。 予算の枠や議会との関係もあり、見積方式は難しい。

1. 発注関係事務に関する課題認識等

①各自治体が抱えている課題認識について

項目	主な課題認識
受注者との情報共有、協議の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> • 書面でのやり取りを基本としており、現場での問題については協議書を出してもらい情報共有している。 • ワンデーレスポンスや情報共有システム等は実施していない。 • 合併後、市域が拡がり、現場までの距離が遠くなったことから職員の負担感がある。
成績評定	<ul style="list-style-type: none"> • 成績評定は行っているが、受注者への通知や公表は行っていない。 • 技師がいないため、技術的な判断が出来ない。 • 成績評定は独自の要領で行っているが、制定したのがかなり古く、実態と合わなくなっている。 • 評定者による評価の考え方やレベルの統一を行う必要があると考えている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 電子入札は導入していない。 • 年間50件程度の入札しかなく、電子入札導入の費用に負担を感じている。

1. 発注関係事務に関する課題認識等

②自治体管内等の建設業を取り巻く状況・課題について

項目	主な課題認識
地元企業の近年の動向(地元企業の業者数・年齢構成等の推移等)	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の減少と共に、業者数も減ってきている。異業種へ変わった社もある。 高齢化は顕著であり、若い技術職は入ってこないと聞いている。 除雪の業者の確保にも苦慮しており、機械については町が確保しオペレーターを業者から出してもらう方法もおこなっている。また、オペレーターの資格を取る者に補助を行うことも実施している。 少額の工事や工期の短い災害復旧工事は敬遠する傾向にある。 若手を育てられる程の企業がない。

項目	主な課題認識
地元企業からの要望等	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な事業確保 積算できないような粗悪な業者を排除、粗雑工事業者へのペナルティの強化 最低制限価格の引き上げ 技術者の配置要件の緩和 工事の平準化 最低制限価格の事前公表 地元企業を優先に発注
調査・設計分野の企業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内には1社のみであり、ほとんど市外(県内企業)の業者へ発注している。 公共事業費が減ってきているため、公共事業だけでは経営が困難と聞く。 一方、災害が発生したときは、調査等を行う会社が足りない状況。

2. 期待する具体的支援策

①期待する具体的支援策等について

項目	主な課題認識
同様の規模の自治体の取り組み事例の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 本町と同程度の事例についても情報提供をいただければありがたい。 • 良い取り組み事例があれば参考にしたい。 • 発注者協議会の場を含め、各自治体の状況等、情報提供をいただければありがたい。
発注者支援業務の発注関係書類のひな型の提供	<ul style="list-style-type: none"> • 現在は直営で行っているのですが、直接的には必要ではないが情報はいただきたい。
発注者支援機関の候補の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 今のところ外部委託までは考えていないが、参考にはなると思う。

項目	主な課題認識
総合評価委員会委員への直轄職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> • 有効であると思う。 • 現在、県の総合評価委員会で市町村の案件も対応しているところ。
自治体職員が参加可能な講習会・研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> • タイミングや内容のレベルが合えば参加したい。 • 総合評価のポイント等について教えていただきたい。 • 検査や評価方法、一般競争や総合評価のやり方等について指導してもらいたい。 • ベテラン技術職員の減少、若手技術者育成が進んでいない。国や県に技術力継承・向上に向けて講習会等の内容や回数をさらに充実させてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 人材を派遣しての指導やアドバイスをお願いしたい。 • 不落の情報やその対応方法について、情報共有出来る仕組みがあれば良い。 • 出前講座をお願いしたい。

2. 期待する具体的支援策

②地方整備局等に期待する役割について

項目	主な課題認識
地方整備局等に期待する役割について	<ul style="list-style-type: none"> 発注者協議会について、情報交換の場として有効であると考えている。 基準や通知等の内容について、詳しく説明をしてもらいたい。 入札制度の見直しを行う際に相談をさせていただきたい。 発注者協議会の場だけでなく、適宜、各自治体の状況等、情報提供をいただければありがたい。

3. その他

項目	主な課題認識
その他	<ul style="list-style-type: none"> 職員数も少なく通達文書やマニュアルなどで依頼があると理解するのに手間がかかる。一般競争や総合評価など、マニュアル・定型化し、これを見れば直ぐに理解できるというようなものを作成して欲しい。 担い手の確保など進むべき方向性としては理解できるが、直接的なメリットが見えてこない。 担い手3法の改正に伴う発注事務の改善については、主旨は理解できるが、自治体により温度差があり、一律に適用するのは難しいのが実情。地域の実情に応じた形で進めてもらいたい。



今後の発注者協議会の進め方

今後の発注者協議会の進め方（案）

H27.3	中国ブロック発注者協議会 (H27目標設定の方針協議)
H27.5~6	地域発注者協議会 (目標の設定項目、目標年次、公表の方法、H27の目標)
H27.9.2	中国ブロック発注者協議会 (目標設定の方針・H27目標の設定)
H27.9.29	目標の公表(中国ブロック発注者協議会)
H28.2	地域発注者協議会 (H27フォローアップ、H28目標の設定)
H28.3.24	中国ブロック発注者協議会 (H27フォローアップ結果の報告)(H28目標の設定)
H28.3.末	目標・結果の公表(中国ブロック発注者協議会) ※記者発表・ホームページへの掲載
H28年度	地域発注者協議会
H29.3	中国ブロック発注者協議会 (H28フォローアップ結果の報告)(H29目標の確認)
H29.3	目標・結果の公表(中国ブロック発注者協議会)
H29年度	地域発注者協議会
H30.3	中国ブロック発注者協議会 (H29フォローアップ結果の報告)(次期3ヶ年目標の設定)
H30.3	目標・結果の公表(中国ブロック発注者協議会)

平成28年度の発注者協議会の進め方(案)

H28.4	地域発注者協議会 全国指標(案)について意見徴取
H28.5	全国レベルの連絡調整会議
H28.7 ~9	地域発注者協議会 (全国指標の決定、支援方策の検討)
H29.1 ~2末	各自治体のH28目標に係る実績・自己評価 H29目標の確認
H29.1 ~2	地域発注者協議会 (H28フォローアップ、H29目標の確認、他)
H29.3 下旬	中国ブロック発注者協議会 (H28フォローアップ結果の報告)(H29目標の確認)
H29.3 下旬	目標・結果の公表(中国ブロック発注者協議会) ※記者発表・ホームページへの掲載

中国地方整備局 からの情報提供

国土交通省
中国地方整備局

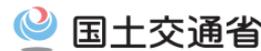
i-Construction(建設生産性革命)の推進 に向けた積算基準の見直しについて

大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所
防災・メンテナンス基盤研究センター建設システム課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

生産性革命に向けた積算基準の見直しについて



土木工事積算基準等について以下の改定等を実施します。

1. i-Constructionの本格実施に向け、ICT土工用の積算基準を新設
2. 社会インフラのメンテナンスの重要性を踏まえ、メンテナンス産業を育成するための基準の改定
3. 昨年度の品確法改正を踏まえ、適正な利潤の確保を図るため、更なる積算基準の充実

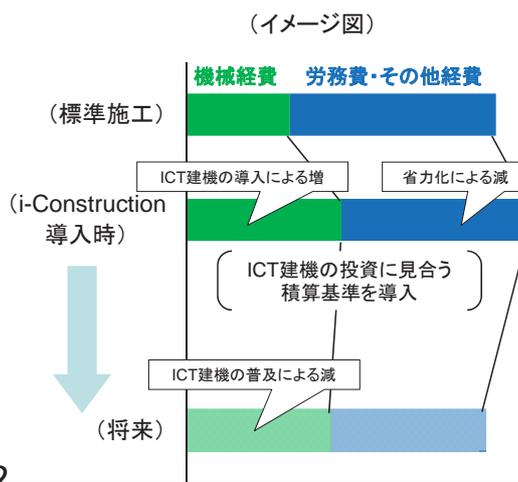
■ i-Constructionの本格的実施に向けた基準の新設

1. 積算基準の新設

○ICT建機の普及に向け、ICT建機のリース料などに関する新たな積算基準を策定。

《新たな積算基準のポイント》

- ①対象工種
 - ・土工(掘削、路体(築堤)盛土、路床盛土)
 - ・法面整形工
- ②新たに追加等する項目
 - ・ICT建機のリース料(従来建機からの増分)
 - ・ICT建機の初期導入経費(導入指導等経費を当面追加)
- ③従来施工から変化する項目
 - ・補助労務の省力化に伴う減
 - ・効率化に伴う日当たり施工量の増



■ 橋梁保全工事の新設

- これまで、橋梁補修に関する工事は、「道路維持工事」または「鋼橋架設工事」または「河川・道路構造物工事」のいずれかに工種区分に分類されて発注されていた。
- 老朽化した補修が必要な橋が主な工種として増えてきているため、上記工種区分から分離して、「橋梁保全工事」を新設。
- 共通仮設費率及び現場管理費率は以下の通りとする。

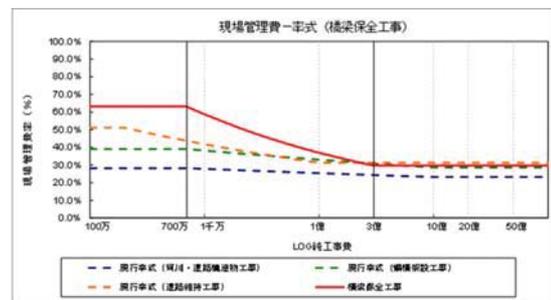
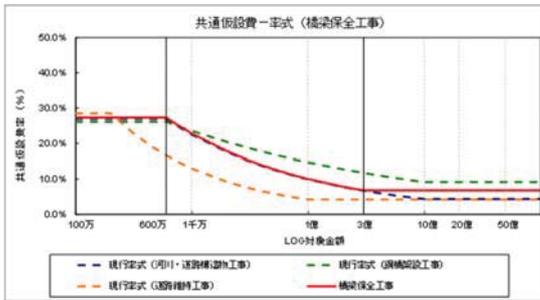
工種区分	工種内容
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)

$$\text{共通仮設費 } K_f = A \cdot P^b$$

$$\text{現場管理費 } J_o = A \cdot Np^b$$

下限 (千円)	上限 (千円)	橋梁保全工事			
		下限率	上限率	A	b
6,000	300,000	27.32%	6.79%	7050.2	-0.3558

下限 (千円)	上限 (千円)	橋梁保全工事			
		下限率	上限率	A	b
7,000	300,000	63.10%	29.60%	1508.7	-0.2014



2. メンテナンス産業の育成(2)

■ 「維持工事」の積算方法の見直し

- 維持工事は、国債工事であっても単年度の出面精算を行う工事であり、複数年度で発注することによるスケールメリットが小さいため、間接工事費の率分が低減する状況にはない。
- そのため、維持工事にあっては、複数年で発注する場合は、単年度毎の積算額を足し合わせて予定価格とする。

□ 改定前: 「2カ年国債維持工事」の積算方法

- ・2カ年分の積算を1つの設計書で作成。
- ・間接工事費の対象額は、2カ年分の額で算出。

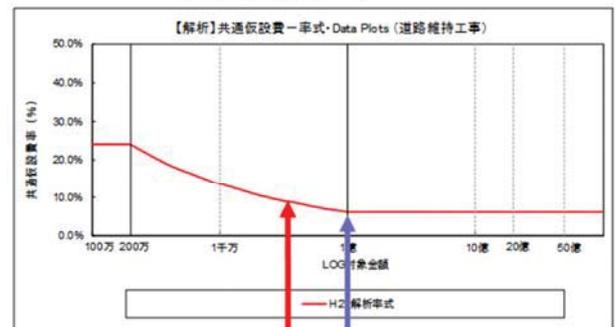


□ 改定後: 「2カ年国債維持工事」の積算方法

- ・1カ年分ずつ積算。それぞれの年度設計書を集計し、予定価格とする。
- ・間接工事費の対象額は、1カ年分の額で算出。

イメージ

$$\text{共通仮設費 } K_f = A \cdot P^b$$



対象額5千万円工事の場合の率分

対象額1億円工事の場合の率分

【改定後の率】

【改定前の率】

3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実(1)

■大都市補正の増設

○東京特別区や横浜市、大阪市は、他の地域に比べ沿道の工事制約条件が多いなど、安全費や営繕費、運搬費等において費用が嵩む実態があることから、「大都市補正」に新たな補正值を増設。

補正対象地域	補正対象工種	対象地域	補正方法【改定】		名称
			共通仮設費	現場管理費	
大都市(1)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	東京特別区 横浜市 大阪市	2.0倍	1.2倍	大都市補正(1)
大都市(2)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	大都市地域(※1) (大都市(1)対象を除く)	1.5倍	1.2倍	大都市補正(2)
市街地(DID)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	DID地域	1.3倍	1.1倍	地域補正(市街地)

(※1): 札幌市、仙台市、東京特別区、八王子市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地

■大都市補正の概要

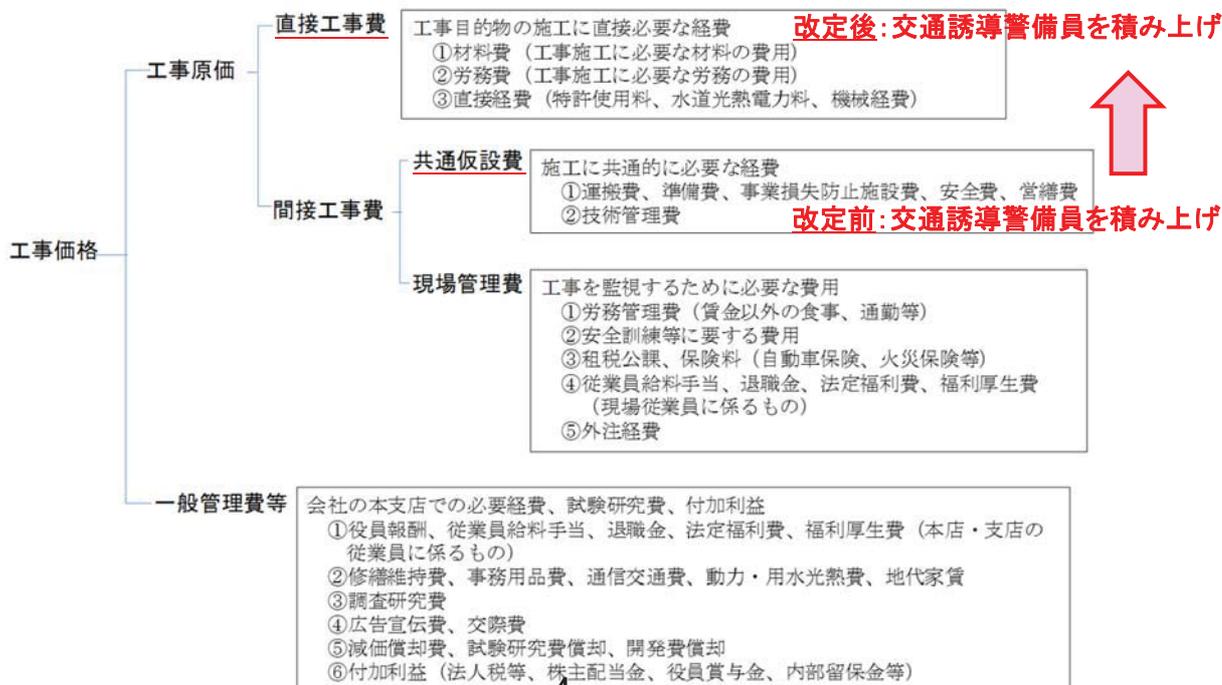
交通量が多く、また住宅密集地のため安全管理に係る費用や、建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難であり、現場から離れた箇所へ日々回送、現場事務所や労働者宿舎等に係る土地・建物の借り上げなど、費用が多くなっていることから、共通仮設費と現場管理費を補正する。

3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実(2)

■「交通誘導警備員」の計上方法の見直し

交通誘導警備員は、現行積算において、その経費部分に支出実績との乖離があることから、交通誘導に必要な訓練や安全用品等の費用の積算方法を見直し。

→ 交通誘導警備員の計上を共通仮設費から直接工事費に変更



3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実(3)

「河川・道路構造物工事」・「鋼橋架設工事」・「道路維持工事」の間接工事費率の見直し

○これまで橋梁保全工事を発注していた工種の間接費について、橋梁保全工事の実績を除外し、最新のデータから間接費率の見直しを実施。

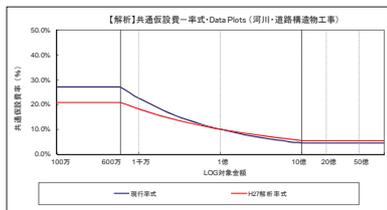
河川・道路構造物工事

鋼橋架設工事

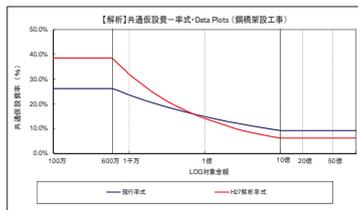
道路維持工事

共通仮設費 $K_2 = A \cdot P^b$

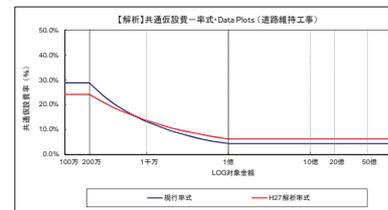
下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
6,000	1,000,000	28.94%	4.27%	6,897.7	-0.3504	20.77%	5.45%	1228.3	-0.2814	-6.17%	1.80%		



下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
6,000	1,000,000	26.70%	9.19%	633.0	-0.2042	38.36%	6.05%	1068.4	-0.3606	11.23%	-3.11%		

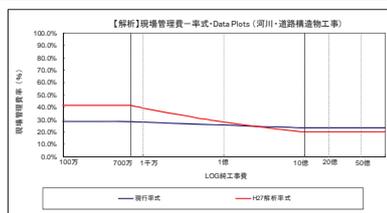


下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
2,000	100,000	28.43%	4.20%	24,596.3	-0.4895	23.84%	5.97%	4718.1	-0.3548	-4.62%	-1.78%		

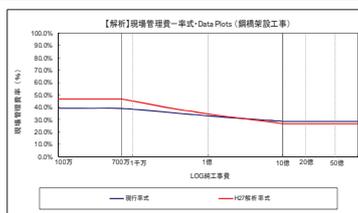


現場管理費 $J_0 = A \cdot Np^b$

下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
7,000	1,000,000	28.22%	23.20%	52.6	-0.0393	41.22%	19.88%	420.8	-0.1473	13.06%	-3.32%		



下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
7,000	1,000,000	39.06%	28.56%	105.6	-0.0631	46.66%	26.68%	276.1	-0.1128	7.60%	-1.90%		



下層 (千円)	上層 (千円)	実行費率				H27標準費率				H27標準費率-実行費率			
		下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b	下層率	上層率	A	b
2,000	100,000	51.14%	31.27%	316.8	-0.1267	58.61%	31.23%	605.1	-0.1609	7.47%	-0.04%		



3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実(4)

土木工事標準歩掛等の改定

- ① **歩掛(6工種)を新たに制定(1)**。(土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)、安定処理工(自走式土質改良工)、かごマット工(多段積型)、ブロックマット工、床版補強工(炭素繊維接着工法)、油圧圧入引抜工(180 < Nmax ≤ 600))
- ② **維持修繕用の歩掛(2)の改定を2工種で実施**。(舗装版クラック補修工、排水構造物清掃工)
- ③ **現場実態を踏まえた日当り施工量、労務、資機材等の改定を8工種で実施**。(原動機燃料消費量、重建設機械分解・組立、中掘工、切土及び発破防護柵工、汚濁防止フェンス工、防護柵設置工(ガードケーブル設置工)、PC橋架設工、伸縮装置工(鋼製))
- ④ **原動機燃料消費量改定に伴う改定を53工種で実施**。
- ⑤ **建設機械等損料については約4,000機種種の改定を実施**。

(歩掛の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html参照)

(損料の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html参照)

(1) 新規制定工種

【安定処理工 (自走式土質改良工)】

・自走式土質改良機の内部で、原料土(建設発生土)を固化材と均質に混合し、改良土とした後に再利用する工法の歩掛を制定



改良状況

【床版補強工(炭素繊維接着工法)】

・橋梁床版の下面に軽量かつ高強度の炭素繊維シートを貼り付けて橋梁床版を補強する工法
・炭素繊維シート接着施工(全面貼り、格子貼り)について歩掛を制定



炭素繊維シート接着状況

※上記の他4工種についても新規制定

(2) 維持修繕用の歩掛の見直し

【舗装版クラック補修工】

・コンクリート舗装版に発生したクラックの補修、及びコンクリート舗装版・アスファルト舗装版のオーバーレイに先立ち、リフレクションクラック防止を目的としたシートを、既設路面に貼り付ける作業
・クラック防止シート張をアスファルト舗装版にも対応するよう適用範囲を拡大



クラック防止シート張り作業

【排水構造物清掃工】

・清掃車(側溝清掃車、排水管清掃車)による管渠、側溝及び集水樹の清掃作業
・清掃作業時間の増加による歩掛改定



管渠清掃作業

平成28年度 土木工事積算基準等の改定について

大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所
防災・メンテナンス基盤研究センター建設システム課

 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

 国土交通省

土木工事標準歩掛の改定

改定のポイント

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定。

(歩掛の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html参照)

(損料の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html参照)

1. 土木工事標準歩掛【16工種】

①新規制定【6工種】

- ・土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)、安定処理工(自走式土質改良工)、かごマット工(多段積型)、ブロックマット工、床版補強工(炭素繊維接着工法)、
- (※)油圧圧入引抜工(180<Nmax≤600) (※)適用範囲の拡大

②維持修繕に関する歩掛の改定【2工種】

- ・舗装版クラック補修工、排水構造物清掃工

③日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【8工種】

- ・原動機燃料消費量、重建設機械分解・組立、中掘工、切土及び発破防護柵工、汚濁防止フェンス工、防護柵設置工(ガードケーブル設置工)、PC橋架設工、伸縮装置工(鋼製)

2. 原動機燃料消費量改定に伴う改定【53工種】

- ・原動機燃料消費量の改定に伴い、53工種の歩掛を一部改定

改定のポイント

3. 記載事項の見直し【全工種】

建設機械損料算定表改定に伴う名称変更等、記載事項の見直しを実施。

4. 施工パッケージ型積算基準へ移行【24工種】

平成27年10月に施工パッケージ型積算基準を拡充したことにより、土木工事標準歩掛から**24工種**を施工パッケージ型積算基準へ移行。

工 種 名		工 種 名		工 種 名	
1	プレキャストコンクリート板設置工	9	堤防天端補修工	17	張紙防止塗装工
2	石積(張)工	10	堤防芝養生工	18	橋梁補強工(鋼板巻立て工(1))
3	擁壁工(2)	11	伐木除根工	19	橋梁補強工(鋼板巻立て工(2))
4	ジオテキスタイル工	12	ボーリンググラウト工	20	橋梁補強工(コンクリート巻立て工)
5	発泡スチロールを用いた超軽量盛土工	13	集排水ボーリング工	21	橋梁補修工(支承取替工)
6	函渠工(2)	14	防雪柵設置及び撤去工	22	落橋防止装置工
7	養生工	15	防雪柵現地張出し・収納工	23	街渠柵清掃工(人力清掃)
8	捨石工	16	雪崩発生予防柵設置工	24	鋼橋床版工

・「土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)」、「安定処理工(自走式土質改良工)」、「かごマット工(多段積型)」、「ブロックマット工」、「床版補強工(炭素繊維接着工法)」、「油圧圧入引抜工(180<Nmax≤600)」の6工種を新規に制定

○土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)

【工法概要】

- ・不整地運搬車を用いて土砂を運搬する工法
- ・バックホウにより掘削・積込みを行い、**不整地における運搬作業の歩掛を制定**
- ・ダンプトラックでは運搬出来ない悪路での運搬作業が可能

【施工概要】

- ・不整地運搬車に土砂を積込み、土砂置場まで運搬する作業

【施工状況】



積込み状況



運搬状況

○安定処理工(自走式土質改良工)

【工法概要】

- ・自走式土質改良機にて、改良機内で原料土(建設発生土)を固化材と均質に混合し、改良する工法
- ・**自走式土質改良機にて改良する歩掛を制定**
- ・自走式のため、現場内の移動が可能

【施工概要】

- ・原料土をバックホウで投入し、設定された固化剤が添加され改良機内で攪拌混合される。攪拌混合された改良土はベルトコンベヤより搬出される

【施工状況】



自走式土質改良機

・「土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)」、「安定処理工(自走式土質改良工)」、「かごマット工(多段積型)」、「ブロックマット工」、「床版補強工(炭素繊維接着工法)」、「油圧圧入引抜工(180<Nmax≤600)」の6工種を新規に制定

○かごマット工(多段積型)

【工法概要】

- ・鉄線かごに石材等を詰めたかごマットを多段積みにした多自然型護岸工法
- ・**法面整形・床拵え～かごマット設置まで一連作業の歩掛を制定**
- ・急な勾配(1:1.0以下)における護岸施工

【施工概要】

- ・設置箇所の整形作業を行い、吸出し防止材を設置し、かごの組立・据付、詰石、蓋設置を設置高さまで繰り返す。

【施工状況】



かご組立・据付状況



詰め石状況

○ブロックマット工

【工法概要】

- ・多数のコンクリートブロックと吸出し防止シートを一体化したブロックマットによる多自然型護岸工法
- ・クレーン等により**ブロックマットを設置する歩掛を制定**
- ・緩やかな勾配(1:1.5以上)における護岸施工

【施工概要】

- ・整形された法面に、ブロックマットを設置し、アンカーピンを打設・固定する作業。

【施工状況】



ブロックマット据付状況



アンカーピン打設状況

・「土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)」、「安定処理工(自走式土質改良工)」、「かごマット工(多段積型)」、「ブロックマット工」、「床版補強工(炭素繊維接着工法)」、「油圧圧入引抜工(180<Nmax≤600)」の6工種を新規に制定

○床版補強工(炭素繊維接着工法)

【工法概要】

- ・橋梁床版の下面に軽量かつ高強度の炭素繊維シートを貼り付けて橋梁床版を補強する工法
- ・炭素繊維シート接着施工(全面貼り、格子貼り)について **歩掛を制定**

【施工概要】

- ・補強部の下地処理、不陸修正(クラック補修含む)を行い、炭素繊維シートを貼り付け、最後に仕上げ塗装を行う作業。

【施工状況】



炭素繊維シート接着状況



仕上げ塗装状況

○油圧圧入引抜工(180<Nmax≤600)

【工法概要】

- ・土留めや締切を目的とした仮設で、鋼矢板を油圧式杭圧入引抜機を使用して地中に圧入または引抜く工法
- ・**硬質地盤に適用範囲を拡大するため現行歩掛(Nmax≤180)に加え(180<Nmax≤600)を新たに制定**

【施工概要】

- ・圧入引抜機を既設鋼矢板上に自立させた後、クランプ部で鋼矢板を挟み込み固定し、既設鋼矢板を反力として油圧シリンダの伸縮により鋼矢板を圧入又は引抜く作業。

【施工状況】



鋼矢板吊り込み状況



鋼矢板圧入状況

原動機燃料消費量改定に伴う歩掛の改定

・原動機燃料消費量改定に伴い歩掛を一部改定

○土木工事標準歩掛工種【53工種】

工種名	
1	補強土壁工(帯鋼補強土壁(1))
2	補強土壁工(帯鋼補強土壁(2))
3	補強土壁工(アンカー補強土壁)
4	連続地中壁工(柱列式)
5	中層混合処理工
6	旧橋撤去工
7	骨材再生工(自走式)
8	パイルハンマ工
9	鋼管ソイルセメント杭工
10	オールケーシング工・全回転式オールケーシング工
11	リバースサーキュレーション工
12	アースオーガ工・硬質地盤用アースオーガ工
13	大口径ボーリングマシン工
14	ダウンザホールハンマ工
15	深礎工
16	ニューマチックケーソン工
17	鋼管矢板基礎工(打撃工法)
18	鋼管矢板基礎工(中掘工法)

工種名	
19	パイプロハンマ工
20	鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)
21	締切排水工
22	大型土のう工
23	仮橋・仮栈橋工
24	消波工
25	浚渫工(ポンプ式浚渫船)
26	浚渫工(バックホウ浚渫船)
27	多自然型護岸工(木杭打工)
28	砂防ソイルセメント工
29	集水井工(ライナープレート土留工法)
30	集水井工(プレキャスト土留工法)
31	山腹水路工
32	かご工(ふとんかご)
33	かご工(じゃかご)
34	グースアスファルト舗装工
35	半たわみ性(コンポジット)舗装工
36	ローラ転圧コンクリート舗装工(RCCP工)

工種名	
37	切削オーバーレイ工
38	道路打換え工
39	路上路盤再生工
40	橋梁地覆補修工
41	トンネル漏水対策工
42	欠損部補修工
43	道路除雪工
44	共同溝工(2)
45	情報ボックス工
46	トンネル工(NATM)[発破工法]
47	トンネル工(NATM)[機械掘削工法]
48	トンネル濁水処理工
49	小断面トンネル工(NATM)
50	トンネル裏込め注入工
51	プレビーム桁製作工
52	歩道橋(側道橋)架設工
53	公園植栽工

施工パッケージ型積算方式の拡充

【平成28年10月1日から導入】施工パッケージ(1/3)

○施工パッケージ一覧(平成28年10月1日導入分)

分類	工種	No.	施工パッケージ名称	
共通工	石積(張)工…平石張工	1	平石張	
		2	平石(材料費)	
	補強土壁工(テールアルメ工, 多数アンカー工)	3	補強土壁壁面材組立・設置	
		4	補強土壁壁面材(材料費)	
		5	補強材取付	
		6	補強材(材料費)	
	コンクリート削孔工	7	まき出し・敷均し, 締固め	
		8	コンクリート削孔(ハンマドリル38mm)	
		9	コンクリート削孔(ハンドハンマ)	
		10	コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)	
		旧橋撤去工	11	高欄撤去
			12	アスファルト舗装版破碎・積込み
	13		床版1次破碎・撤去	
	14		床版1次及び2次破碎・撤去	
	15		桁1次切断・撤去	
	16		桁1次及び2次切断・撤去	
	17		アスファルト塊運搬	
	18		床版運搬	
河川維持工	堤防除草工	19	除草	
		20	集草	
		21	梱包	
		22	積込・荷卸	
		23	運搬(堤防除草)	
		24	除草, 集草(人力), 梱包, 積込・荷卸(総合)	
		25	除草, 集草(機械), 梱包, 積込・荷卸(総合)	
砂防工	多自然護岸工…木杭打工	26	木杭打	
		27	粒径処理	
		28	攪拌混合	
		29	混合材料敷均し・締固め	

○施工パッケージ一覧(平成28年10月1日導入分)

分類	工種	No.	施工パッケージ名称		
舗装工	アスファルト舗装工…半たわみ性(コンポジット)舗装工	30	セメントミルク浸透工		
		31	支柱(材料費)		
付属施設	しゃ音壁設置工…しゃ音壁設置工	32	支柱アンカー(材料費)		
		33	支柱アンカー		
		34	柱建込		
		35	しゃ音板・透光板取付		
		36	しゃ音板・透光板(材料費)		
		37	土留板取付		
		38	土留板(材料費)		
		39	笠木取付		
		40	笠木(材料費)		
		41	外装板取付		
		42	外装板(材料費)		
		43	水切板取付		
		44	水切板(材料費)		
		45	落下防止索(材料費)		
		46	下段パネル(材料費)		
		47	組立歩道組立据付		
		48	組立歩道(材料費)		
		組立歩道工		49	目地補修(クラック)
				50	充填材(材料費)
		道路維持修繕工	舗装版目地補修工	51	目地補修(クラック防止シート張)
52	クラック防止シート(材料費)				
トンネル内装板設置工			53	トンネル内装板設置	
			54	トンネル内装板(材料費)	
			55	とりこわし	
			56	鉄筋	

○施工パッケージ一覧(平成28年10月1日導入分)

分類	工種	No.	施工パッケージ名称	
道路維持修繕工	橋梁補修工…橋梁地覆補修工	57	コンクリート	
		58	足場・防護	
		59	現場溶接鋼桁補強	
		60	除草	
	橋梁補修工…橋梁補修工(現場溶接鋼桁補強工)		61	集草
			62	積込運搬
	道路除草工		63	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
			64	機械除草(肩掛式)・集草
			65	機械除草(ハンドガイド式)・集草・積込運搬
			66	機械除草(ハンドガイド式)・集草
	トンネル漏水対策工		67	面導水
			68	面導水(材料費)
			69	線導水
			70	線導水(材料費)
共同溝工	情報ボックス工	71	舗装版破碎	
		72	床掘り	
		73	埋戻し	
		74	中埋材(材料費)	
		75	埋設表示シート(材料費)	
		76	基礎材	
		77	埋設部管路材設置	
		78	露出部管路材設置	
		79	スリーブ(材料費)	
		80	伸縮継手(材料費)	
		81	ハンドホール	
		82	ハンドホール蓋(材料費)	
		83	ハンドホール固定板(材料費)	
		84	支持金具(材料費)	

■ 歩掛改定に伴う改定(5工種)

工種名	施工パッケージ名	改定概要
石積(張)工	石積(練石)(複合) 石張(複合) 石積(張) 胴込・裏込コンクリート 裏込材(クラッシュラン)	標準機械、労務の改定
伐木除根工	伐木・伐竹(伐木除根) 伐木・伐竹(複合)	標準機械、日当り作業量、条件区分の改定
地すべり防止工 (集排水ボーリング工)	ボーリング 保孔管	条件区分の改定
橋梁補強工 (コンクリート巻立て)	コンクリート削孔 コンクリート巻立て 足場(適用範囲外コンクリート巻立て工) 下地処理(適用範囲外コンクリート巻立て工) 型枠(適用範囲外コンクリート巻立て工) コンクリート(適用範囲外コンクリート巻立て工)	日当り作業量、労務、標準機械、機械運転時間の改定
集水樹清掃工(人力清掃工)	樹清掃(人力清掃工)	日当り作業量、労務の改定

■ 使用後の意見を踏まえた改定

○アンケートによるフォローアップ調査を行い、その結果を踏まえて、施工パッケージを使いやすいものに見直しを行っている。(平成27年度 見直しパッケージ数:約5工種・18パッケージ)
(例)【排水構造物工】「基面整正」を含むか否か不明 → 注)「基面整正は含まない。」を追記。

総価契約単価合意方式の見直し

平成28年4月1日入札公告より適用

総価契約単価合意方式の見直し

■ 目的及び内容

総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施するものである。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合においても本方式を適用することにより、適正な契約金額の算定を行うものである。

単価合意方式には、単価を細別単位などの個別に合意する方式と単価を包括的に一律に合意する方式がある。

改定前

・単価個別合意方式

契約締結後に細別(レベル4)などの単価を個別に合意する方式であり、総価契約単価合意方式の基本方式として位置付けられる。

・単価包括合意方式

予定価格に対する請負金額比率(落札比率)を乗じたものを単価として合意する方式である。変更で落札比率が変わるたびに合意単価が変わる特徴がある。

改定後(H28.4.1～)

・単価個別合意方式

契約締結後に細別(レベル4)などの単価を個別に合意する方式であり、総価契約単価合意方式の基本方式として位置付けられる。

・包括的単価個別合意方式

予定価格に対する請負金額比率(落札比率)を乗じたものを単価として合意する方式である。一度、合意した単価を変えずに、新規追加された単価のみ新たに落札比率を用いて合意する。

■改定①

【課題1】(単価合意方式によらない課題)

○共通仮設費をまとめて1つの合意単価としていたため、新規で共通仮設費(積上分)や業務委託料を計上した場合、当初合意率が予定価格に反映されてしまう。

➡ 新規の共通仮設費(積み上げ分)や新規の業務種別が追加された場合、施工体制が異なるものと見なし、当初合意率を反映せずに官積算額で計上するように改定。

【包括的に単価を合意する場合】落札率90%の事例

設計変更	官積算の計算方法	
	改定前	改定後(H28.4.1~)
積上の追加分	【積上の追加分の官積算額】×0.9	【積上の追加分の官積算額100%】
共通仮設費(一式合意)	当初合意した額	当初合意した額

■改定②

「単価包括合意方式」 → 「包括的個別合意方式」に改名

【課題2】(単価包括合意方式の課題)

○指定部分等の引渡し後に変更を行うことによる引渡し部分の合意単価が精算済にも関わらず変更されてしまう。

➡ 変更時において、合意済単価が変更されないように改定。
併せて、手続きフローを見直し。(本官・分任官ともに同一フローとする)

【包括的に単価を合意する場合】(当初)落札率90%→変更後落札率88%の事例

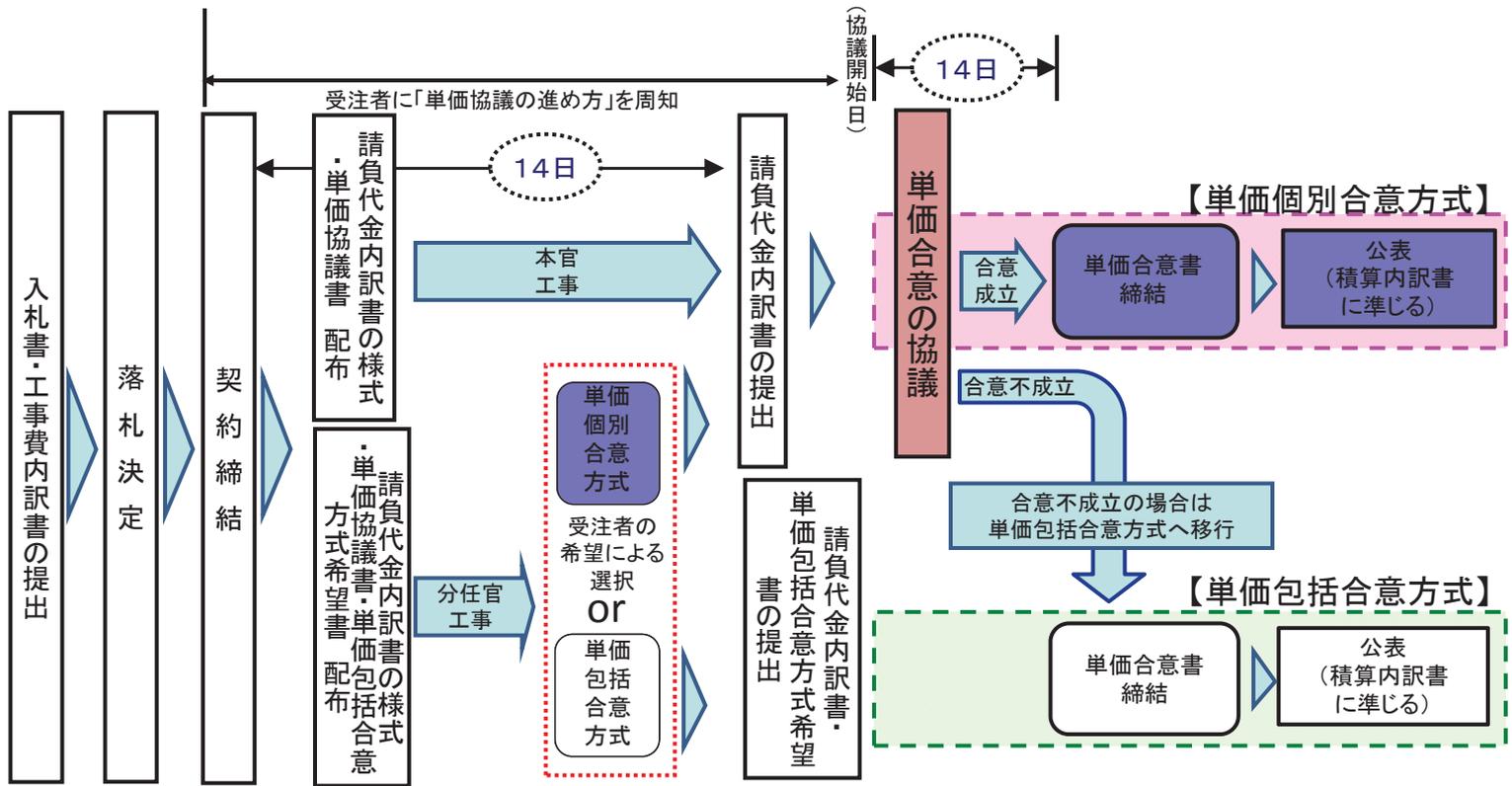
設計変更	官積算の計算方法			
	改定前	改定前	改定後(H28.4.1~)	改定後(H28.4.1~)
予定価格 100	合意単価	合意単価	合意単価	合意単価
A	当初契約時 90	変更時 88	当初契約時 90	変更時 90
予定価格 100				
B	当初契約時 90	変更時 88	当初契約時 90	変更時 90
予定価格 100				
C(指定部分) 精算済	当初契約時 90	変更時 88	当初契約時 90	変更時 90
予定価格 100				
D(新規追加)	当初契約時 0	変更時 88	当初契約時 0	変更時 8?
・				
直工				新たに合意

合意単価を変更しない

改定のポイント／手続きフローの見直し [改定前]

改定前の手順フロー

改定前

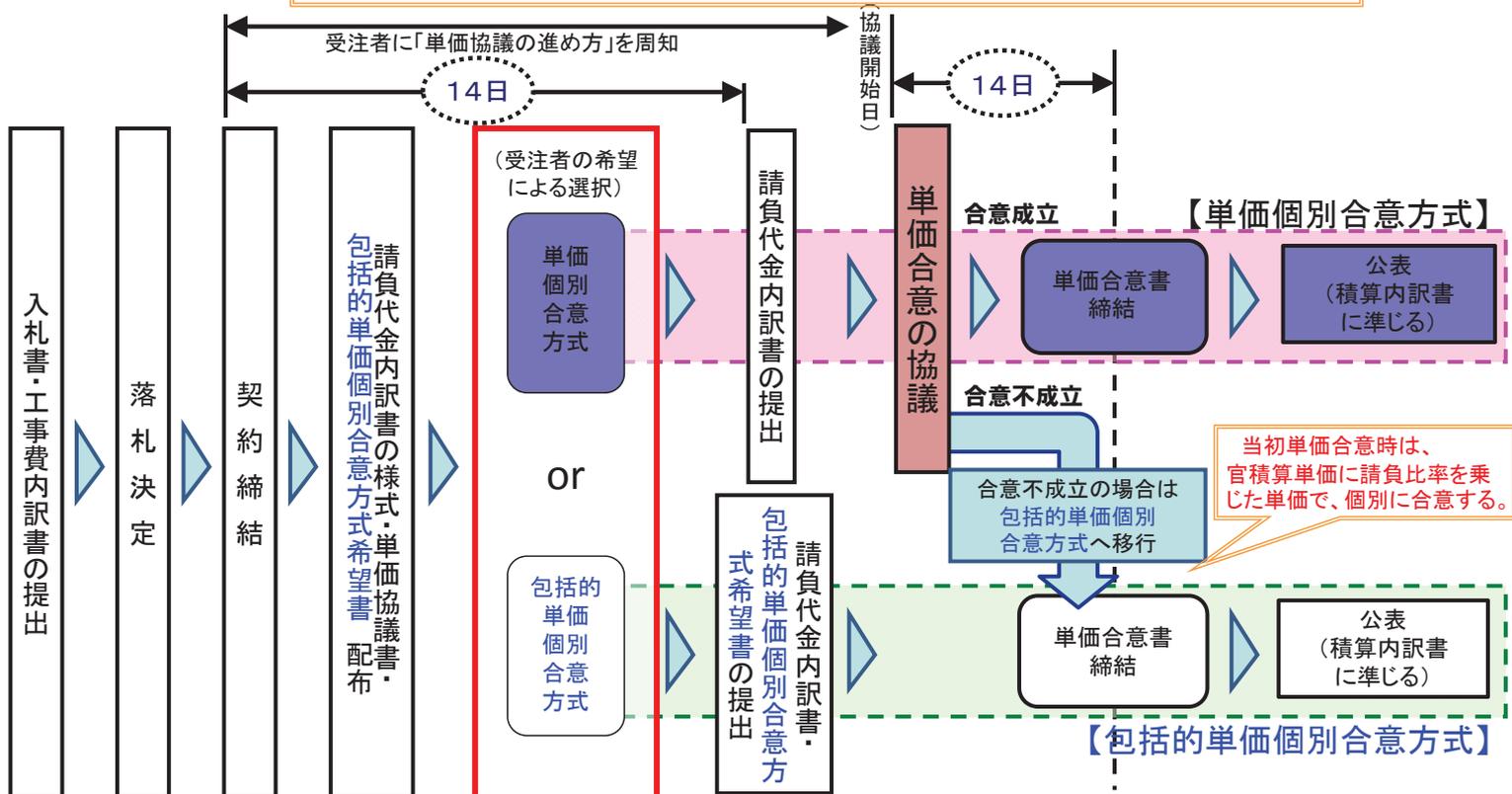


改定のポイント／手続きフローの見直し [改定後]

改定後の手順フロー

改定後(H28.4.1～)

改定ポイント：本官工事・分任官工事に関わらず両方式を選択可能とする。



■ 複数年に渡る通年維持工事の変更積算方法

【積算基準の改定】

○維持工事は、実施内容や場所が発注時点で固定化されておらず、他の工事に比べ長期間のスケールメリットが薄いことや会計上においても単年度精算を行っていることから、年度をまたぐ国債工事であっても単年度毎に積算して予定価格を作成する方式に変更。

変更時の積算においては、直近の合意率を用いて行うが、**次年度の1回目の変更時の積算は、契約当初の合意率を用いて積算**を行い、以降、直近の合意率を用いるものとする。

【積算例】

初年度			②の合意率を用いない		次年度		
① 当初契約時		② 変更契約時		‘①’ 当初契約時		③ 変更契約時	
A	100 (90%)	A	100 (90%)	A	100 (90%)	A	100 (90%)
B	90 (90%)	B	90 (90%)	B	90 (90%)	B	90 (90%)
C	150 (90%)	C	180 (90%)	C	150 (90%)	C	180 (90%)
⋮		D	200 (88%)	⋮		D	300 (92%)
⋮		⋮		⋮		⋮	
※年度毎に契約時に合意		直近の合意率を用いた官積算		※年度毎に契約時に合意		‘①’の合意率を用いた官積算	
		合意				合意	

②低入札価格調査基準の見直しについて

事務連絡
平成28年3月22日

各地方公共工事契約業務連絡協議会
事務局 殿

中央公共工事契約制度運用連絡協議会
事務局

通達の発出について（参考送付）

国土交通省が別添の通り通達を発出したので、参考までに送付いたします。
各地方公契連会員の方への周知をお願い致します。

〔添付書類〕

- 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について
（平成28年3月18日付け国官会第4020号、大臣官房長通知）

大臣官房会計課長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

記2(1)イ③中「10分の8」を「10分の9」に改める。

記2(2)イ中の表を次のように改める。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

附 則

本通知は、平成28年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

内 部 部 局 の 長
施 設 等 機 関 の 長
特 別 の 機 関 の 長
地 方 支 分 部 局 の 長
外 局 の 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

} 殿

国土交通省大臣官房長

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

予算決算及び会計令第85条の基準については、平成16年6月10日付け国官会第366号により改定されたところであるが、この基準(低入札価格調査基準)の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(昭和62年2月2日付け建設省会発第70号)及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて(依命通達)」(平成6年5月20日付け官会第1186号)は、廃止する。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令(以下「令」という。)第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第2号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては同第3号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の100/108 円)」と記載しておくものとする。

附 則

本通知は、平成28年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

4. その他の改定

■ 低入札価格調査基準の見直し(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H28年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の現場管理費等の算入率を0.8から0.9へ引き上げ。

【改定内容】品質確保の観点から全ての技術者の費用を計上

(現場代理人 + 監理(主任)技術者 → 全ての技術者)

H20.4～H21.3

【範囲】	予定価格の 2/3～8.5/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.60 ・一般管理費等 × 0.30 上記の合計額 × 1.05

H21.4～H23.3

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.70 ・一般管理費等 × 0.30 上記の合計額 × 1.05

H23.4～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.80 ・一般管理費等 × 0.30 上記の合計額 × 1.05

H25.5.16～

【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.80 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

今回(H28.4.1～)

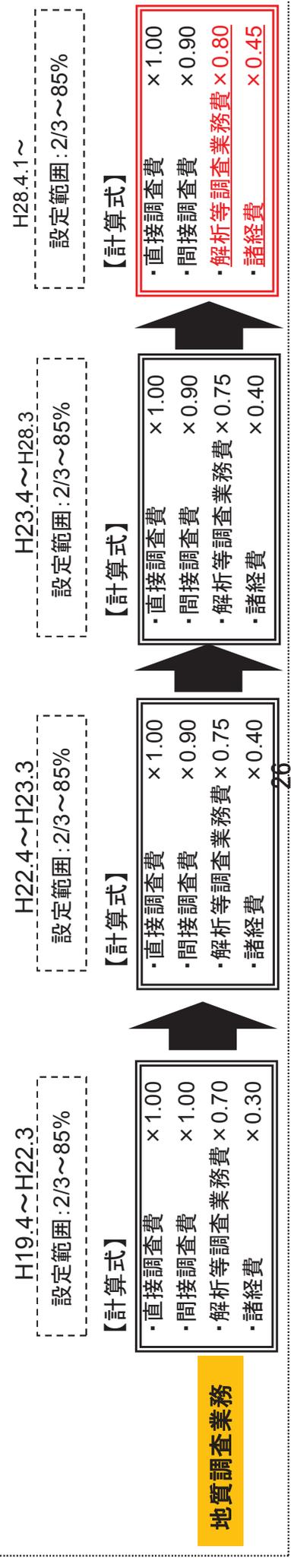
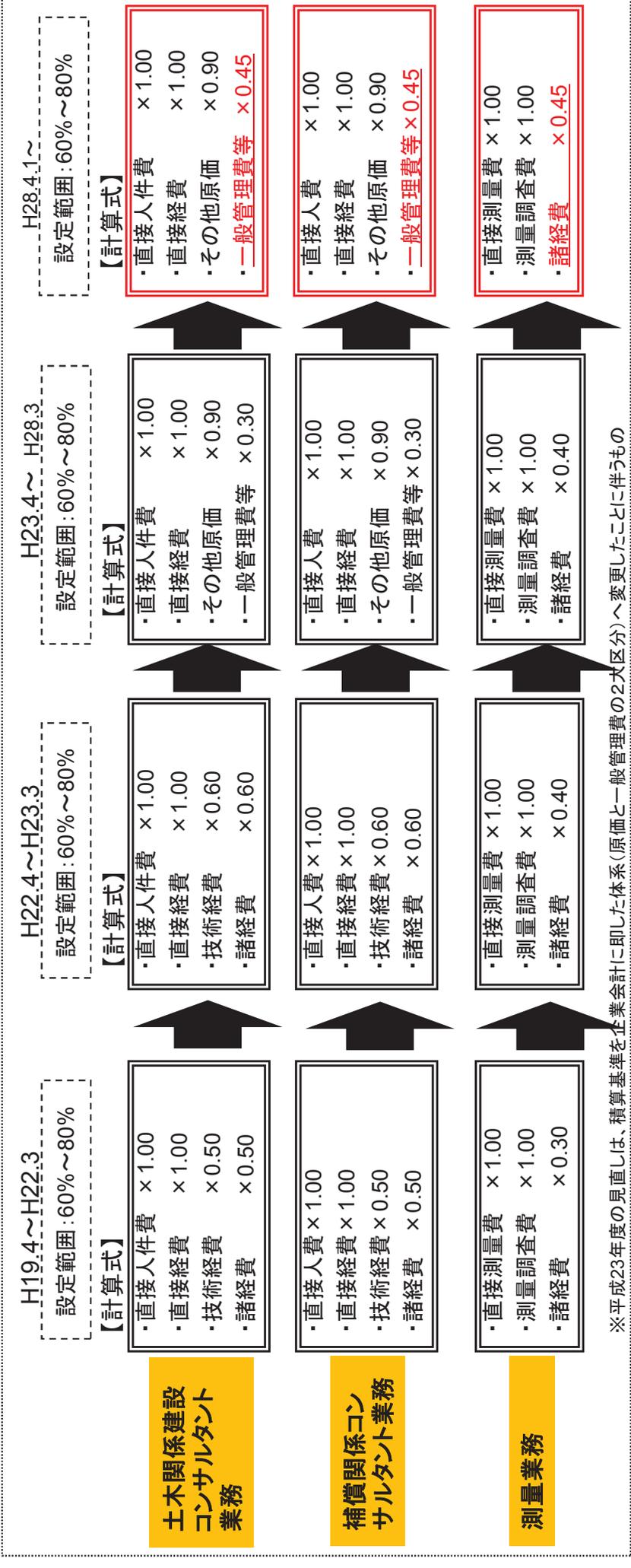
【範囲】	予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.95 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

4. その他の改定

■低入札価格調査基準の見直し(業務)

【改定内容】品質確保の観点から本社の従業員給与手当等を計上



各種業団体との意見交換会において出された要望事項

1. 入札契約手続きに関する事項

①現場における運用指針の的確な実施

施工条件明示や設計変更の確実な実施、実勢価格を適正に反映させた積算の実施。

②調査基準価格の更なる引き上げの実施

建設業の継続的な経営の維持の観点から、調査基準価格の引き上げをお願いする。

③下請評価制度の検討

登録基幹技能者を擁する専門工事業者の地位が向上し、受注し易い市場の確立のため、下請評価制度の検討や登録基幹技能者の配置の義務化の検討をお願いする。

④低入札対策の取り組み

調査基準価格を下回る価格で受注対策として、「施工体制確認方式」の導入の検討をお願いする。

2. 担い手確保に関する事項

①適正な工期設定

休日取得に向けて、確保現場の施工条件等を適正に反映させた適正な工期設定をお願いする。

②若手技術者・技能者の就労環境の改善

若手技術者、女性技術者が働きやすい現場環境の改善をお願いする。